

吉賀町告示第15号

平成30年第1回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月16日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 平成30年3月5日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

松蔭 茂君	三浦 浩明君
桜下 善博君	桑原 三平君
中田 元君	大多和安一君
河村 隆行君	大庭 澄人君
河村由美子君	庭田 英明君
藤升 正夫君	安永 友行君

○3月7日に応招した議員

○3月8日に応招した議員

○3月9日に応招した議員

○3月14日に応招した議員

○3月15日に応招した議員

○3月19日に応招した議員

○ 3 月 20 日に応招した議員

○ 応招しなかった議員

平成30年 第1回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成30年3月5日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成30年3月5日 午前9時16分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 平成30年度町長施政方針
- 日程第6 発議第1号 国民健康保険制度における国庫負担割合の引き上げを求める意見書（案）
- 日程第7 議案第4号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第5号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第6号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第7号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第8号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第12 議案第9号 請負契約の変更について
- 日程第13 議案第10号 平柄の滝森林公園条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 吉賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 吉賀町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 吉賀町表彰条例等の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第18号 吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 大野原運動交流広場施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第24	議案第21号	吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第22号	吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第23号	吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第27	議案第24号	吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について
日程第28	議案第25号	吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第29	議案第26号	吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第30	議案第27号	吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第31	議案第28号	吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
日程第32	議案第29号	吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
日程第33	議案第30号	吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第34	議案第31号	吉賀町町民憲章町歌検討委員会条例を廃止する条例について
日程第35	議案第32号	平成30年度吉賀町水道事業会計予算
日程第36	議案第33号	平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
日程第37	議案第34号	平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
日程第38	議案第35号	平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
日程第39	議案第36号	平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
日程第40	議案第37号	平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
日程第41	議案第38号	平成30年度吉賀町下水道事業特別会計予算
日程第42	議案第39号	平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
日程第43	議案第40号	平成30年度吉賀町一般会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 平成30年度町長施政方針
- 日程第6 発議第1号 国民健康保険制度における国庫負担割合の引き上げを求める意見書（案）
- 日程第7 議案第4号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第5号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第6号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第7号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第8号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第12 議案第9号 請負契約の変更について
- 日程第13 議案第10号 平栃の滝森林公園条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 吉賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 吉賀町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 吉賀町表彰条例等の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第18号 吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 大野原運動交流広場施設条例の一部を改正する条例について

出席議員（12名）

1 番 松蔭 茂君	2 番 三浦 浩明君
3 番 桜下 善博君	4 番 桑原 三平君
5 番 中田 元君	6 番 大多和安一君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 河村由美子君	10 番 庭田 英明君
11 番 藤升 正夫君	12 番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	青木 一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	大庭 克彦君	出納室長	中林知代枝君

午前9時16分開会

○議長（安永 友行君） ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、平成30年第1回吉賀町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、11番、藤升議員、1番、松蔭議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。大多和議会運営委員長。

○議会運営委員長（大多和安一君） おはようございます。議会運営委員長の大多和です。

3月の1日に議会運営委員会を開きまして、平成30年第1回吉賀町の定例会議は、本日3月5日より3月20日までの16日間といたしました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月20日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から3月20日までの16日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名は、お手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告、定期監査報告、備品監査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

ここで報告をいたします。2月21日に開催されました島根県町村議会議長会定期総会において、4番、桑原議員が島根県町村議会議長会の12年以上在職の自治功労者表彰を受けられました。また、不肖私のことなのですが、県並びに全国議長会の表彰規程により、県町村議会議長会会長等を務めたということで特別功労者表彰を受けました。ひとえに、これは議会並びに執行部の皆様方の御理解、御協力のたまものと思っております。ありがとうございました。報告にかえさせていただきます。

次に、陳情第1号町道亀原線、中亀原線道路改良工事についての陳情は、お手元に配付した陳情請願要望等文書表のとおり、経済常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにいたしました。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日、平成30年の第1回の定例会を招集しましたところ、全議員、御出席をいただきまして、大変ありがとうございました。改めて厚く御礼申し上げたいと思います。

また、先ほどは執行部から配付させていただきました議案並びに資料等におきまして、数件にわたる差しかえがありましたことを、まずもっておわびを申し上げたいと思います。以後、こういったことがないように留意をしまいたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

きょうは3月の定例会でございますので、恒例によりまして、この後は施政方針をさせていた

だきまして、準備いたしました議案について、順次上程をさせていただきたいと思いますので、慎重審議の上、全議案につきまして可決を賜りますようお願いを申し上げておきたいと思います。

それでは、行政報告ということで配付をしとります町長動静報告のペーパーで行いたいと思います。

なお、12月の定例会を招集後の動静でございますが、年末年始を挟んでおります関係で、年末の挨拶回り、それから年頭の挨拶回りも当然あったわけでございますが、それ以外の主だったことに限定をさせていただいて御報告を申し上げたいと思います。

1ページのほうでございます。12月の9日でございますが、澄川喜一先生の彫刻展とギャラリートーク、これは天満屋さんの主催で行われたものでございますが、広島会場のほうへ担当課長等々と出席をさせていただいたところでございます。

12月の10日は、社会福祉協議会等の主催によりまして毎年開催をしておりますチャリティー余芸大会のほう、柿木のふれあい会館でございましたが、こちらのほうへ参加をさせていただきました。

しばらく飛びまして、12月の13日でございます。この日は鹿足郡事務組合の臨時会が招集をされております。

12月の16日の土曜日でございます。石見神楽の広域連絡協議会がありますが、こちらのほうの総会と記念講演会がございましたので、浜田市のほうへ出張したところでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページ目でございます。12月の27、28、消防団恒例の年末の特別警戒が行われましたので、こちらのほうへ同行させていただきました。

なお、12月の28日、仕事納めを両庁舎のほうで行ったところでございます。

年が明けまして、1月の4日、両庁舎で仕事始め式を行いまして、恒例の消防出初め式を1月の7日に町民体育館のほうで挙行させていただきました。

1月の15日には農業公社の理事会と総会が、この役場のほうで開催をされております。

1月の17日には、松江市で下水道施設の災害支援協定の締結式が行われました。これは、これにかかわる団体と県内の関連する市町のほうで協定式を一斉に行ったということでございます。

1月の19、20、恒例の在広島根県人会並びに島根ふるさとフェアが広島で行われましたので参加をさせていただきまして、私もこの職になって初めてのふるさとフェアでございましたが、地元から出店をされました皆さんと一緒に物販の活動をさせていただいたところでございます。

1月の21日には、これまで医療活動を御貢献いただきました柿木の栗栖治夫先生の御逝去に伴いますお別れ会が行われましたので、こちらのほうへ参列をさせていただきまして、弔辞のほうを述べさせていただいたところでございます。

3ページでございます。1月の24日は臨時議会を招集させていただきました。

1月の25、26日両日で国土交通省の幹部職員との意見交換会がございましたので、道路等々についての意見交換をさせていただいたところでございます。

1月の27、28、土曜、日曜日につきましては、ことしで2回目になりますが、益田のショッピングセンターキヌヤのほうで、吉賀町フェアを開催をさせていただきましたので、両日参加をしております。

28日につきましては、午前中、注連川の旧道面家住宅のほうで文化財防火訓練のほうへ参加をしております。

1月の29日でございますが、地方公共団体金融機構来町と書いてあります。実はこちらのほうの団体は、元島根県の政策企画局長を務めておられました丸山さんが、総務省のほうからこの団体のほうへ今出向中でございまして、そのような御縁がありまして、吉賀町の財政健全化についての調査事業ということで、職員の方と御来町されたということでございます。

それから、その日の午後は柿木のふれあい会館のほうで、元本町の助役、副町長を務められました穂葉地域振興部長さんに御来町いただきまして、地域づくりについての御講演をいただいたところでございます。議会の皆様におかれましては多数御参加をいただきまして大変ありがとうございました。

それから、その日のうちでございますが、JAしまね西いわみ地区本部のほうから、吉賀町の公用車用のドライブレコーダーということで、25台、御寄贈いただきまして、その贈呈式を行ったところでございます。

しばらく飛びまして、2月に入りまして、2月の1日は島根県の林野関係事業の意見交換会が東京で行われましたので、そちらのほうへ参加をさせていただいております。

2日には松江で、ここに書いております3つの団体の通常総会が行われました。そちらのほうへ参加をさせていただいたところでございます。

2月の5日は市町村共済組合の会議で松江へ出かけております。

6日は広島市でご縁企業交流会、これは誘致企業との交流会で、これは島根県が主催をされるものでございますが、本町から私、それから企業のほうからはヨシワ工業の幹部の方が参加をされたということでございます。

2月の9日には、益田広域事務組合の理事会が行われました。その日の夕刻には柿木で鹿足郡医師会の総会のほうへ参加をさせていただいております。

2月の10日から、次のページにわたって12日でございますが、ちょうど3連休でございましたが、御案内のとおり大雪によります水道の対応ということで、柿木の庁舎のほうで職員と一緒に対応に当たらせていただいたということでございます。

2月の15日は臨時議会と全員協議会のほうを招集、開催をさせていただきました。その日の夕方は、吉賀町の総合教育会議の開催でございます。

16日は島根県後期高齢者医療広域連合の議員協議会と議会が招集されましたので、こちらのほうへ参加をいたしました。

17日には津和野町で石見西地区郵便局長会の通常総会が行われましたので、議会のほうから安永議長ともども参加をさせていただいたところでございます。

翌18日の日曜日には、しばらく開催をしておりませんでした町政座談会、久方ぶりに柿木で、ふれあい会館で開催をさせていただきまして、35名程度の住民の方に御参加をいただいたところでございます。

2月の20日でございます。3つ、会議を並べておりますが、それぞれ通常総会等が行われましたので、松江へ出かけました。

その翌日は日本銀行松江支店の開設100周年の記念の講演会がございましたので、こちらのほうへの参加をしたところでございます。

22日には竹島の日式典が行われて、そして参加をしております、その日の午前中のところでは、県庁の農林水産部のほうへ訪問させていただきました。これは御案内のとおり、2020年に三瓶で行われます全国植樹祭の天皇陛下のお手植えの苗木にコウヤマキが選定をされたというお礼と、お願いということで、農林水産部の部長、次長、林業課の課長、それから植樹祭の推進室の室長さん、こういったところへ御挨拶兼ねてお伺いをしたところでございます。

23日には、広域の事務組合の組合議会定例会が招集されました。

24日は、サクラマスプロジェクトの活動報告会のほうへ参加をしたところでございます。

26日には、鹿足郡内3つの一部事務組合の議会が招集されました。

27日、これは先日新聞にも出ましたが、先ほど申し上げましたJAからのドライブレコーダーを使った情報提供の協定締結式が津和野署で行われまして、吉賀町、津和野町、津和野の署長含めて三者で協定を締結をさせていただいたところでございます。

28日は全員協議会を開催をさせていただきました。

最後でございます。3月の2日、4ページのところにありますように、益田広域圏消防協会の役員会が当町で開催をされましたので、こちらのほうへ参加をしたということでございます。

以上でございます。

日程第5. 平成30年度町長施政方針

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、平成30年度町長施政方針並びに提案理由説明書についての説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、配付をさせていただいております平成30年第1回吉賀町議会定例会町長施政方針並びに提案理由説明書、こちらのほうを読み上げまして施政方針とさせていただきますと思います。

それでは、表紙をめくっていただきたいと思います。

平成30年第1回吉賀町議会定例会の開会に当たり、諸議案の説明に先立ちまして、今後の町政運営に臨む基本的な考え方的一端と施策の概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まずは、我が国の経済状況についてであります。本年1月の月例経済状況では、「景気は、緩やかに回復している」とされ、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されている」とされていますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされています。

このような中、政府は、持続的な経済成長の実現に向け、昨年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、「人づくり革命」と「生産革命」を車の両輪として取り組むことなどにより、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環がさらに進展する中で、民間需要を中心とした景気回復が見込まれるとされています。また、来年度は「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度であり、予算編成に当たっては、国の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するとされています。

島根県内の経済状況につきましても、さきの島根県議会で溝口知事が施政方針で触れましたように、企業の生産活動などの持ち直しの動きが見られるものの、人手不足の影響などが懸念されるということから、引き続き内外の情勢をよく注視しながら必要な対応をとっていくことを明言されています。

このように、一般論としての経済状況回復の兆しとは裏腹に、施策の展開においては、より一層の現実的対処を講じていくことが求められていると思います。さらに、地方公共団体にとって、財源の大半を占める地方交付税のあり方については、従来にも増した厳しい見込みの中で財政運営を図っていかねばなりません。その上で、適切な住民サービスを確保しつつ、地域振興と行政の効率化を講じていくべきであります。

いずれにしても、施策を効果的に展開していくのは地方自治体であり、そのような観点からも、地方の責任は一層重くなっていることを従来にも増して、より強く意識しなければなりません。

町政を取り巻く諸情勢についてであります。

吉賀町では、昨年10月首長交代という大きな動きがありました。第2代町長に就任した私は、所信表明において、今後4年間の町政運営の基本的な考え方について申し上げたところであります。

す。その中でも述べましたが、当町は、これまで関係者の皆様の御尽力により財政健全化や少子化対策など、島根県内はもとより、全国でもトップクラスの施策を展開してまいりました。

さらに、この町の未来を輝かせるために、「一体感の醸成」を果たすことが自分に与えられた使命であると考えております。そして、継続性を意識しながらも積極果敢に行政執行に邁進していく道筋を「まちづくりの基本姿勢」としてお示ししました。それは、「まちを一つに」をスローガンに掲げ、テーマである「住民目線のまちづくり」を実現するために、「三つのよし！の吉賀町」を目指していくことであります。

その実現を目指す道しるべは、「第2次吉賀町まちづくり計画」と「吉賀町総合戦略」であります。第2次吉賀町まちづくり計画は当町の最上位計画であり、この計画の推進によって、将来像である「自然の恵みに生まれ、人と共に生きる自立発展のまち」の実現に向け取り組みを展開してまいります。また、吉賀町総合戦略は、策定後4年目を迎えることとなります。地方創生に向け、いつまでも住み続けたい吉賀町の実現に傾注してまいります。

さて、当町では、最近うれしいニュースがありました。1つ目は、人口に関する事柄です。ここ数年、出生数の伸びが低調でありましたが、久しぶりに50人到達の見込みであること、昨年10月から12月まで、人口が3カ月連続で増加したこと、さらに総務省の調査において、昨年の社会増が中国管内14位、島根県内町村ではトップという状況でありました。2つ目は、平成32年島根県大田市の三瓶山で開催される全国植樹祭において、天皇陛下お手植えの苗木に町木であるコウヤマキが選定されたことです。このことは大変喜ばしいことであり、これまで長きにわたり保全活動に御尽力いただきました関係者の皆様に改めて感謝申し上げたいと思います。この好機を失することなく、町の知名度アップに活かしていかなければならないと思います。

日々の生活の中では、このようなうれしいことばかりではなく、厳しい状況もあるわけですが、いずれも住民の皆様とともに、その現実を共有できるような行政を執行していかなければならないと考えます。

それでは、第2次吉賀町まちづくり計画に沿って、来年度の主要施策について、以下のとおり順次申し述べてまいります。

最初に、快適で安全に暮らせるまちづくりについてであります。

町内全域の情報通信網として整備しましたケーブルテレビ施設につきましては、吉賀町での基本プラン加入率は約83%となっており、ほぼ横ばいの状況が続いています。一方、津和野町内の施設につきましては、平成29年度から津和野町及び鹿足郡事務組合において増強工事に着手しており、これが完了すれば、吉賀町内も含めて、より高速なインターネット環境が提供できることとなりますので、皆様の選択肢が今以上に拡大し、利便性が向上することを期待しています。

防災行政無線につきましては、現在、施設の不調により、一部の放送が流れないなど、町民の

皆様に御不便をおかけしているところです。施設の全面改修を行い、平成33年度のデジタル化完了に向け、来年度、まずは基本設計を行います。

平成25年度より、防災士の養成や自主防災組織の組織化に取り組んでまいりましたが、この取り組みをより一層進めるべく、平成30年度において、地域住民の防災意識向上と災害時における対応力の強化を図るため、全町的な総合防災訓練を実施いたします。

公共交通につきましては、地域住民の移動手段の確保、町のにぎわい創出、拠点間の人の交流など大きな役割を担っています。一部地域では、自治会による自家用有償運行なども検討されたと聞いていますが、通院や買い物などに既に支障をきたしている状況の対策も含めて、そのあり方について関係機関と幅広く連携して検討してまいります。まずは、将来にわたっての吉賀町らしい公共交通についての協議を始め、仮称ではありますが、町民のニーズに沿った「地域公共交通網形成計画」を策定し、実施に向けて準備を進めていくよう、平成30年度当初予算に計上したところです。

再生可能エネルギーの普及事業につきましては、太陽光発電システムや木質バイオマスストーブに係る補助事業を引き続き行ってまいります。来年度からは太陽熱利用によるシステムも補助の対象としていきます。

道路環境の整備につきましては、町道夜打原相生線交通安全施設整備工事を引き続き実施いたします。さらに、島根県、教育委員会、警察署等と連携した通学路の安全点検実施や点検結果に伴う町道、歩道の改修等に取り組んでまいります。

道路の維持管理につきましては、日々の安全パトロールや道路を利用される方々からの御意見を伺いながら、一般の交通に支障を及ぼすことがないように道路機能を高め、安全安心な道路環境の確保に努めてまいります。また、橋梁・トンネル等の点検も引き続き計画的に実施し、健全度判定の結果により修繕工事等を行います。

水道事業につきましては、住民にとって重要なインフラを維持する観点から計画的・効率的な施設維持に努め、今後もより一層、適切かつ合理的な事業推進に努めてまいります。

下水道事業につきましては、利用者の加入促進を図りながら、下水道施設、農業集落排水施設の適切な管理運営を行うとともに、合併処理浄化槽設置補助金と浄化槽維持管理費補助金制度の定着を進め、快適な生活環境の確保に努めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、定住を促進し、高津川流域産材を活用した快適な住環境を創出するため、平成28年度に策定した吉賀町公営住宅等長寿命化計画により建て替えを推進してまいります。来年度は、沢田団地2棟4戸の建設に着手いたします。

地籍調査事業につきましては、来年度、新規調査地区として白谷9、柿木4地区1.34平方キロ、沢田2地区0.25平方キロの調査を行い、引き続き進捗率の向上を目指します。

柿木地域における公共施設につきましては、そのあり方について庁内検討会を設置し、検討を進めてまいりました。その検討結果を取りまとめた報告書が提出されましたので、今後、この報告書をたたき台として検討を行い、町としての考え方、方針について、柿木村地域振興協議会をはじめ関係機関へお示しし、御意見をお伺いすることといたします。

柿木地域振興協議会より再要望のありました「柿木バス待合所の移転に伴う代替施設設置」につきましては、多目的トイレの設置について、予算の計上を行いました。

吉賀町小水力発電所につきましては、これまで順調な発電量で推移しておりますが、今後の安定的で効率のよい発電事業へとつなげるため、平成28、29年度で実施いたしました放水路健全度調査の結果に基づき、放水路施設の修繕工事を実施することとし、今秋以降の工事着手に向けて事務を進めてまいります。

次に、「健康で安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

乳幼児期・児童期・青壮年期・高齢期にわたって、人の息吹が感じられる地域こそが理想的な地域コミュニティであるとの理念に基づき、高齢者の生活課題解決に特化していた地域包括ケアシステムを、全世代・全課題対応型地域包括ケアシステムへと枠組み転換を行い、ふくそうする地域課題・生活課題を包括的に解決していく仕組みづくりの構築を来年度も引き続き進めてまいります。

はじめに、安心して子どもを産み育てる環境づくりについてであります。平成29年度出生数は50人と、平成17年の合併以降最人数となる見込みであります。妊婦健診や不育症治療助成制度、育児相談等により、出産前から分娩期・育児期を通して安心して産み育てられる体制の整備や、乳幼児から高校生までの子ども等医療費助成事業の成果のあらわれと捉えており、来年度も引き続き実施し、平成27年10月に策定した吉賀町人口ビジョンの総人口目標4,437人の実現に向け、総合的な育児支援に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、「第2次いきいき21吉賀町健康づくり計画」に基づき、誰もが心豊かに、安心して生き生きと安全に暮らせる町を目指して、ライフステージに沿った健康増進、生活習慣病予防・重症化防止及び介護予防に重点を置いた取り組みを効果的に推進し、がん・糖尿病・脳血管疾患の発症・死亡の減少、自死予防の取り組みの強化、要介護高齢者割合の減少、歯の残存本数の維持等の取り組みを強化し、平均寿命や65歳時平均自立期間の延伸を目指します。このような健康づくり事業や食育事業を推進するに当たっては専門職の確保が必要であるため、来年度より嘱託栄養士1名を配置し、町民の一層の健康増進に向けた体制の強化を図ってまいります。

住民が住みなれた地域で安心して生活できるための医療を守る取り組みにつきましては、基幹病院である六日市病院とかかりつけ医を中心としながら、在宅医療・介護連携を包括的に捉えた

地域ケアシステムの構築を進めてまいります。とりわけ六日市病院は、郡内で唯一の救急外来を標榜しており、町内での入院機能を持つ医療機関として、その役割は重要でありますので、第4次六日市病院支援計画等を新たに策定し、平成32年度まで財政支援を継続することとします。また、喫緊の課題であります医療従事者の確保等の施策についても、島根県や圏域内市町等と連携し取り組んでまいります。

地域福祉につきましては、現在、第2次地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画に基づき、住民の相互扶助による住みよいまちづくりの実現を目指し、さまざまな事業に取り組んでまいりました。とりわけ吉賀町社会福祉協議会は、介護保険事業収益等の自主財源を活用し、不安や悩みに対する総合相談支援体制づくり、ボランティア活動の育成や充実、多様なニーズに対応するサービス基盤の整備、地域における支え合いの仕組みづくりなど、地域共生型社会の実現のため、社会福祉法により求められる公益性の高い不採算事業に積極的に取り組んでまいりましたが、平成27年度からの介護報酬マイナス改定の影響等により事業活動収支が悪化し、その継続が困難な状況となってまいりました。第2次吉賀町まちづくり計画をはじめ各種事業計画に掲げた基本理念の実現のためには、吉賀町社会福祉協議会が担う役割は極めて重要であることから、今回、吉賀町社会福祉協議会支援計画を策定し、地域福祉事業推進や福祉サービス基盤整備のため、平成32年度まで法人運営補助金等の支援を行ってまいります。

続いて、子育て支援についてであります。先般の所信表明において申し上げましたとおり、吉賀町の将来を託す地域の宝である子どもたちの健やかな成長を促進するため、平成27年度から本格実施しております学校給食費、保育料及び学童保育利用料、高校生までの子ども等医療費につきましては、無償化を少子化対策の3本の矢として継続し、吉賀町子育て支援充実プラン等による必要な財源確保に努めてまいります。また、今年度設立した吉賀町子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない相談支援体制の充実や、児童虐待などの早期発見・早期解決等を図るために、町内の保育所や放課後児童クラブ、小中学校、児童相談所等の関係機関と連携した子育て支援事業を推進してまいります。また、子育て支援に必要な人材確保や育成にも努めてまいります。

一方で、長年、町立保育所として運営してまいりました朝倉保育所につきましては、平成27年5月以降、新規入所がない状態が続いており、このまま推移すれば平成31年3月の卒園で入所児童数が0人という事態が予測されます。この間、必要な保育士確保や給食サービスの導入など、他の保育所と同様に子ども子育て支援法に基づくサービスを実施してまいりましたが、大変厳しい現状となっております。このため朝倉保育所の今後のあり方について、保護者をはじめとする町民の皆様との意見交換会等を開催し、平成30年度中に方向性を決定していく計画です。

障がい者福祉につきましては、誰もがともに地域で暮らせる社会の実現に向けて、よしかの里

や社会福祉協議会等と連携しながら、サービス提供体制の整備、授産活動や総合相談支援体制の強化、権利擁護の充実等、障がい福祉サービスの一層の充実を図ってまいります。障がい者地域活動支援センター建設については、基本設計・実施設計が完了次第、速やかに建設工事に着手するよう作業を進めてまいります。また、障害者差別解消法の施行に伴い、障がいを持つ方々が地域において安全安心して生活できるよう必要な合理的配慮やバリアの解消に取り組み、公平な地域社会の確立を目指します。

高齢者福祉につきましては、住みなれた地域において自立した生活が継続できるよう、生活に必要な集いの場や移動手段の確保、栄養状態維持改善のための配食サービスの充実、見守り体制の整備、社会参加や生きがい対策の推進を図る必要があり、シルバー人材センターの活動支援やふれあいサロンの開催、各種介護予防教室の展開など、多様なニーズに応じた高齢者施策を引き続き展開してまいります。

国民健康保険につきましては、来年度から島根県を保険者とする新たな制度に移行します。これにより財政基盤の抜本的強化や、効率的かつ質の高い医療の提供等が図られ、将来にわたり国民皆保険の安定的運営が実現できると大いに期待をしているところでございます。町といたしましては、今回の制度改正が円滑に移行・実施できるよう、島根県や他市町村と連携を図りながら、資格管理、保険給付、適正な保険税率の決定、賦課徴収業務や保健事業等、地域住民と密接に係るきめ細かな業務を引き続き担ってまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、島根県後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、保険料の徴収、各種申請の受け付け等、住民の窓口としての役割を果たしてまいります。また、当該広域連合には、本町職員1名を派遣しており、緊密な連携のもと、業務運営の支援に当たることとします。

介護保険につきましては、新たに策定しました第7期介護保険事業計画に基づき介護保険料の改定を行い、介護保険財政基盤の安定、必要なサービス基盤の確保、介護予防事業の充実強化、生活支援体制充実による地域課題の解決、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進等に取り組み、高齢者が住みなれた地域で自立と尊厳を持ち、地域社会とともに支え合い、心豊かな生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉等のサービスを包括的、継続的に提供する地域包括ケアシステムの一層の深化、推進を図ります。そのために、総務省による小さな拠点づくり事業など他施策との一体的な推進を図り、地域住民との協働による地域支え合い体制の整備に取り組みます。

次に、魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくりについてであります。

人口ビジョンに示す目標達成のために策定した、吉賀町総合戦略における基本目標の一つである新しいひとの流れをつくるために、UIターン者の増加に引き続き取り組みます。先ほど述べました、手厚い子育て支援制度等とあわせながら、住居対策、雇用対策を実施し、子育て世代の

流れの増加を目指します。平成25年度に制度化しました子育て世代住宅資金利子補給金につきましては、当初は平成29年度までに入居した方が対象でしたが、人口ビジョンの目標を達成するために、対象を平成31年度までに延長することとしました。また、平成29年度より制度化しました民間賃貸住宅建設補助金を活用して、既に2棟の集合住宅が町内事業者により整備されています。今後も両制度を活用しての民間住宅の増加により、住居対策の一翼を担っていただくことを期待するところです。また、空き家情報バンク制度にも引き続き取り組み、空き家の有効活用を行っていきます。

平成30年産米から国による生産数量目標の配分がなくなり、産地みずからの判断に基づく需要に応じた生産に変わる水田農業の大きな転換を迎えます。農業者の高齢化が加速し、耕作を続けることが困難となる農地が出てきており、当町のような中山間地域の条件不利地では、耕作を引き受ける担い手が見当たらず耕作放棄につながる農地も多いという深刻な課題を抱えています。その対策の一つとして、新規の集落営農組織を設立して、地域農業を支えていく重要な担い手として活動していただくことも大変有効な方法だと思いますが、既存の組織においても、役員やオペレーターの世代交代や確保に不安を抱いている実情もあります。集落営農の継続対策を行いながら、将来的には集落営農の広域化を進め、集落営農法人同士でオペレーターや大型機械をやりくりして、農繁期の人手不足や、機械の効率利用につながるような仕組みづくりを構築する必要があると思います。

農業委員会制度の見直しによる、農地等の利用の最適化の推進の活動により、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止にも努めてまいりますが、地域の実情に合った集積方法が最も有効であり、地域で担い手を明確にする人・農地プランの見直しについても農業委員会と連携した取り組みを行い、理解と納得を前提にした集積を進めてまいります。

新規就農者の確保については、国や県の事業を活用し、新規就農の相談から定着までの支援を行い、自営、雇用、半農半Xなど多様な形態による就農者の育成、確保に取り組んでまいります。町外から移住して研修を受けた後に有機農産物の生産者を目指す方も多く、有機農業の担い手として期待をしております。生産から販売までの過程の中で安全・安心の確保はますます重要となりますので、今後も有機農産物など特色ある商品の生産、流通、販売を推進し、生産施設整備等への支援も継続してまいります。また、日本型直接支払制度を活用した、農業、農村の多面的機能の維持を図る取り組みへの支援も引き続き実施してまいります。

農業基盤整備事業では県営中山間地域総合整備事業に引き続き取り組むとともに、現在実施している、県営による農地環境整備事業で立河内地区、新たに農業競争力強化基盤整備事業で真田地区の圃場整備事業に加え吉原・坂折地区の事業化にも取り組みます。

農林業の振興のためには、地域住民による地域ぐるみの鳥獣被害対策が不可欠です。来年度も

鳥獣対策専門員を中心に、生息状況や被害発生状況など地域の実情を的確に把握し、農家、地域住民、関係機関が連携、協力した被害防止対策の取り組みをさらに強化してまいります。増加傾向にあるニホンジカ対策としては、監視カメラによる行動調査の実施や、近隣自治体で足並みをそろえた対策の検討も行い、サル対策では発信機をつけた行動追跡と捕獲、ツキノワグマ対策ではGPS発信機による行動調査を実施します。そのほか捕獲従事者の確保や被害防止施設設置への助成も引き続き行ってまいります。

吉賀町の地域資源を活用したブランド化の推進については、有機農業はある程度の知名度がありますが、農産物、加工品、観光など各分野のブランド化に向けた取り組みは行っているものの、町全体としての統一感がない状況にあります。吉賀町をイメージできるコンセプト、キャッチコピー、ロゴなどを作成してより効果的なブランド化を進め、吉賀ブランドの知名度向上を図る必要があります。地域がみずからの資源を売り込んで、域内経済を循環させる産業振興の重要性が増しており、地域商品を掘り起こし、町内の特産品を売り込む官民が連携した地域商社的な組織づくりや、隠れた魅力を掘り起こした着地型観光の展開など、吉賀ブランドを地域内外に発信する必要もあります。来年度より3年間、国の山村活性化支援交付金を活用して、統一感のある吉賀町ブランドの構築に取り組みます。まず来年度は、アドバイザーの助言もいただき、統一ブランドイメージの作成と、お米やお茶などの販売促進を行ってまいります。また、JAしまねがカントリーエレベーターに米の色彩選別機を来年度より2カ年の事業で導入される予定です。町も導入経費に助成を行い、米のブランド化の取り組みをさらに進めてまいります。なお、長年にわたり農産加工に御尽力された六日市加工所は、4月より吉賀町農業公社に移行され、活動されることとなっており、吉賀町農業公社が、加工部門の事業も展開することになっております。

林業振興対策につきましては、集約的森林経営支援、搬出間伐などによる適正な森林管理、流域産木材活用促進など安定的な木材生産につながる取り組みを引き続き推進してまいります。また、来年度中に林地台帳の整備を行い、森林情報の把握を進めていくことになっております。森林環境税及び森林環境譲与税の創設、並びに新たな森林管理システムの導入など、平成31年度からの林業政策は大きな変革を迎えます。国や県の動向を把握しながら今後の方向性や体制整備の検討を行う必要があります。木の駅プロジェクト事業や林業従事者育成事業についても引き続き実施していきますが、今後の林業政策を視野に入れた事業展開の見直しの検討も行なってまいります。菌床椎茸の生産拡大については生産農家への施設設備の支援を継続しながら、老朽化に伴う新たな菌床製造施設の整備についても具体的な検討を進めてまいります。

商工振興対策につきましては、来年度も住宅改修事業やプレミアム商品券発行事業等への助成を行い、町内の消費喚起を図ってまいります。借入金の利子補給や保証料補助など小規模事業者等への経営支援も引き続き実施します。吉賀町では廃業が開業を上回り、事業所の減少が続く大

変厳しい状況が続いており、国の認定を受けた創業支援事業計画をもとに、創業チャレンジ支援事業や地域商業等支援事業などの支援も引き続き行ってまいります。また、創業希望者の掘り起こし、後継者の育成、後継者のマッチングなど、創業、事業承継を包括的に進めていくために、町、県、商工会、金融機関、産業振興財団など関係機関で構成した、創業、事業承継支援組織の立ち上げを来年度中に行い、雇用創出や地域の商業機能の維持、活性化に取り組んでまいります。よしか立志塾については、これまで町が主体となった実施協議会で運営を行ってきましたが、来年度より実行委員会を商工会内に置き、商工会や塾生が主体となった運営に変更となりますので、町としても民間が主体的に行う人材育成活動に対しての支援を行ってまいります。また、塾生を中心に構成された実行委員会が主催者となり、第14回全国若手ものづくりシンポジウムが11月に吉賀町で開催されます。全国から若手経営者など約150人が参加される予定ですので、町もスタッフ等運営面での支援並びに開催経費への一部助成を行い、民と官が連携した実り多い大会にしたいと思います。

観光振興につきましては、吉賀町らしい観光や田舎ツーリズムの推進による交流人口の拡大に取り組むとともに、高津川、水源、棚田などの地域資源をキーワードにした情報発信を積極的に行います。ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用など情報発信の手法が変化中、今後はより自由度の高い情報発信を観光協会等と連携し実施していきます。また、町の情報発信の主力である観光協会の充実と事業拡大を期待します。

次に、人と歴史を大切に暮らせるまちづくりについてであります。

平成28年度から平成32年度までの5年間における教育施策をまとめた吉賀町教育振興計画に則り、着実にその施策を遂行してまいります。具体的にはICT機器や学校図書等の充実を図ることで、わかりやすい授業づくりを目指し、確かな学力の定着を目指します。さらに、特別支援教育を充実させるため支援員を1名増員し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への支援を充実してまいります。また、教員の多忙感を軽減するため、通信簿等作成システムの導入や、校舎の改修、空調の整備など教育環境の改善に取り組みます。

蔵木中学校と六日市中学校の統合につきましては、蔵木・六日市両地区の小中学校保護者と地域代表による統合検討委員会の報告が平成30年1月に出されました。この報告書に基づき、教育委員会では、新しい中学校の名称は六日市中学校とし、現六日市中学校の校舎を使用し、平成31年4月に統合するという計画を作成しました。既に、住民説明会を実施し、御賛同をいただきました。本会議で統合の議決をいただきましたら、統合後もよりよい学校となるよう今後の1年間で統合に関する諸課題を関係者で協議していきます。

学校給食につきましては、これまで学校給食会で食材の調達等に取り組んでまいりましたが、平成30年3月で職員が辞職するため、4月からは直営で実施することとします。これまで同様、

児童生徒の給食費の無償化と可能な限り地元食材を使用した安全でおいしい給食の提供に努めます。

吉賀高校の支援につきましては、従来からの支援に、今年度から開始した、サクラマス交流センターや公設塾といった新たな取り組みを加え、これらの一つ一つの事業を、さらに磨きをかけながら、同校の魅力化向上につなげてまいります。また、懸案事項であります官民挙げた支援体制の構築については、設立に向け、関係者との協議を進めてまいります。

吉賀町を支える人材育成を目的として進めているサクラマスプロジェクト事業につきましては、各地区の地域会議を中心に具体的に活動を進めてまいります。

人権教育につきましては、これまであらゆる差別問題の中で、特に、ハンセン病問題の解決に向け、療養所への訪問と啓発活動に努めてまいりましたが、今後も関係機関と連携を図り、啓発活動を続け人権意識の向上に努めてまいります。また、平成28年12月に施行された部落差別の解消の推進に関する法律では、国、地方自治体に対し、部落差別の解消のための施策を講じる責務が明確にされました。この趣旨に沿い同和問題解決に向けた教育や啓発に取り組みます。

社会体育施設の整備につきましては、今年度オープンする大野原グラウンドゴルフ場について、関係者の御理解をいただきながら、効率的な運営を目指します。また、スポーツ公園及び六日市体育館においては、トイレ改修及び増設工事を行います。さらに大野原運動交流広場ゴルフ練習場のネット改修工事の施工や真田グラウンドの夜間照明施設の完成など、既存施設の充実により、スポーツを通じて町民の健康増進を図るとともに交流人口増加を目指します。

芸術文化の振興として取り組みました、澄川喜一記念公園「彫刻の道」につきましては、先生の新たな作品が展示され、除幕式を挙行了したところです。現在周辺整備を行っていますが、引き続き芸術作品に触れ合え、皆に愛される公園を目指して、活用していきます。

次に、協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくりについてであります。

人口減少や高齢化が進む中、地域活動の担い手不足が懸念されるなど、コミュニティーの維持や買い物などの日常生活に必要なさまざまな機能の確保が困難な集落がふえつつあります。所信表明でも述べましたが、まちづくりの拠点は公民館であるとの考えのもと、生涯学習や人づくりという側面での社会教育としてのあり方や、自治会運営や住民のよりどころという側面での地域振興としてのあり方など、公民館の果たす役割と、公民館と行政とのかかわり方について、より有機的な機能を追及していき、諸課題の解決に努めてまいります。

地域のコミュニティーの場である公民館の中で、老朽化の著しい朝倉公民館については改修に向けて、早急に関係者と具体的な協議を進めてまいります。

自治振興交付金事業につきましては、集落の活性化を目的として年度を限って実施しているものであります。真に地域の活性化につながるよう、地区担当職員と自治会との連携のもと、活用

していただくことを期待しています。

地域自治区「柿木村」の設置期間も残すところ、平成33年3月までの3年間となりました。柿木村地域振興協議会との連携を深め、意見交換を活発に行いつつ、柿木自治区内における地域づくり活動の母体組織である「手づくり自治区柿木村」と連携し、吉賀町版の住民自治と行政との協働によるまちづくりの模範となるよう進めてまいります。

町政座談会につきましては、ここ数年実施していませんでしたが、町民参加の機会の充実、町民相互の話し合いや町民との意見交換を行える場づくりとして、平成30年度より実施していきます。まずは公民館単位での開催を行えるよう考えているところです。

最後に、行財政対策についてであります。

町税などの徴収対策につきましては、債権管理マニュアルにより、徴収対応の一元化を図り、徴収率向上の取り組みを実施しているところです。引き続き研修などにより、職員のスキルアップを図り、公平・公正な受益と負担の観点から、適正な賦課と徴収対策の強化に取り組んでまいります。また、課題である私債権の整理についても取り組んでまいります。

行財政改革につきましては、持続可能で安定的な行政運営の確立を目指し、第3次行財政改革プランの着実な遂行に努めてまいります。

指定管理者制度につきましては、平成31年度に更新を迎える施設が89あることから、その更新手続を住民サービスの向上や経費節減を図る観点から、適切かつ早期に進めてまいります。

地方交付税につきましては、激変緩和措置の3年目を迎え、より厳しさを増しています。町の指針等に基づいた計画的な財政運営を心がけ、引き続き健全かつ持続可能な財政基盤の構築に努めてまいります。

以上が、第2次吉賀町まちづくり計画に基づいた主要施策の概要であります。

地方創生対策につきましては、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対して、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生する、国を挙げての一大プロジェクトとして取り組みが始まりました。

吉賀町でも、平成27年10月に吉賀町人口ビジョン並びに総合戦略を策定し、基本理念の実現に向けてさまざまな事業を展開してまいりました。5年計画の4年目を迎えますが、引き続き、まちづくりの中心に子どもを置き、子どもが安心して生活できる環境等の整備に努めます。

そして、総合戦略の基本目標ごとの来年度予算措置額としては、「安心して働けるしごとをつくる」事業に対して7,700万円、「結婚、出産、子育ての希望をかなえる」事業に対して1億4,400万円、「新しいひとの流れをつくる」事業に対して1億3,400万円、「協働と連携により住みよいまちをつくる」事業に対して4億700万円、総額で7億6,200万円の予算を確保いたしました。

来年度におきましても、全庁全職員の総力を傾注した懸命な取り組みを展開してまいります。

それでは、平成30年度当初予算案の概要について申し述べます。

平成30年度当初予算の編成に当たっては、過年度の決算状況や中期的な財政見通しを踏まえた上で、本町が抱える諸課題に対応していくため、財源の重点的・効率的な配分に努めました。その結果、平成30年度一般会計におきましては、今年度当初予算比で6.1%減の64億1,000万円の予算規模となりました。

また、水道事業会計と7本の特別会計の総額は、27億6,400万円となり、一般会計・水道事業会計・特別会計を合わせた予算総額は、91億7,400万円となったところであります。

今定例会に付議いたします議案は、請負契約の変更に係る案件が1件、条例の制定・廃止・全部改正・一部改正に係る案件が22件、一般会計及び特別会計に係る補正予算と当初予算が13件、水道事業会計に係る当初予算が1件の合計37議案と、農業委員会委員の任命に関する同意案件12件であります。

それぞれの議案の概要につきましては、提案の段階で、各担当管理職員から詳細説明をさせていただきますので、御理解をいただくとともに、慎重なる御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成30年第1回吉賀町議会定例会の開会に当たっての施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、町長よりの施政方針の説明は終わりました。

ここで、10分間休憩します。

午前10時24分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

.....

日程第6．発議第1号

○議長（安永 友行君） 日程第6、発議第1号国民健康保険制度における国庫負担割合の引き上げを求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第1号につきまして、読み上げて提案をさせていただきたいと思います。

発議第1号、吉賀町議会議員、安永友行様。提出者、吉賀町議会議員、藤升正夫。

国民健康保険制度における国庫負担割合の引き上げを求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由といたしましては、国民健康保険税の負担軽減を図るためであります。

意見書（案）。

平成27年5月に成立した医療保険制度改革関連法によって、平成30年度から国民健康保険制度は財政運営を行う都道府県と市町村の両方が国保の保険者となり、共同で管理運営にあたる体制となります。

都道府県が保険者となっても、国保の財政は引き続き、①市町村が住民から徴収する保険料、②健保・共済など他の医療保険からの拠出金、③国・都道府県からの公費によって運営され、給付費に対する国庫負担や都道府県負担の割合も現行制度と基本的には変わらないとされています。

今、国民健康保険制度の改革に求められていることは、所得水準の低い自治体ほど、わずかでも収入のある加入者の保険料負担が重くなり、低所得者が多く加入する医療保険でありながら保険料が高いという制度の構造的矛盾を解決することです。低所得のため納税の義務を免除される非課税世帯でも相当の保険料負担となるばかりか、生活保護における最低生活費基準以下の所得状況でも保険料法定軽減の対象とならない世帯もあるなど、国民健康保険料の負担が加入世帯の家計に重い負担となり、貧困と格差を拡大する要因の一つとなっています。

政府は平成27年度に1,700億円の公費を市町村国保の低所得者対策に投入し、平成30年度からは毎年3,400億円の公費投入を図ることで「保険料負担の軽減や伸び幅の抑制が期待できる」と説明してきました。しかし、急速な高齢化の進展や低所得者の増加、他の制度と比べ被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重いなどの問題を根本から解決することには至りません。

国民健康保険制度が「社会保障及び国民保健の向上に寄与する（国民健康保険法第1条）」という本来の役割を果たすためには、定率国庫負担の引き上げが必要不可欠となっています。

よって、国会並びに政府におかれましては国民健康保険制度の改革に当たり、国庫負担割合の引き上げを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先といたしましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣としておりますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより提案者に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この意見書の10行目ですか、「今、国民健康保険制度の改革に求められていることは、所得水準の低い自治体ほど」とありますが、所得水準の低い自治体とは、どういう自治体なのか説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 所得水準の低い自治体と言いますのは、そこに収入として上がってくる所得という意味で、例えば吉賀町におきましての、そこに入っている人たちの所得、水準が低いという意味で使っております。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 今の説明でちょっとわからないんですが、所得水準の低い住民の方がたくさんおられる自治体を言っているのか、所得、住民、自治体そのものの所得が低いのか、その辺がちょっと曖昧な説明だと思うんですが、もう一度、再度。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 申しわけありません。その自治体に存する住民の所得が低いということであります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。お諮りをします。

本件については、所管の総務常任委員会に付託して、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第7. 議案第4号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第4号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第4号でございます。平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,158万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,930万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成30年3月5日提出、吉賀町長、岩本一巳。

1ページでございます。第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税1億1,691万3,000円から280万円を減額いたしまして1億1,411万3,000円、款3国庫支出金、項1国庫負担金9,579万8,000円から1,148万1,000円を減額いたしまして8,431万7,000円、項2国庫補助金5,406万1,000円から1,500万円を減額いたしまして3,906万1,000円、款6県支出金、項1県負担金837万円から161万1,000円を減額いたしまして675万9,000円、款7共同事業交付金、項1共同事業交付金1億3,194万1,000円に2,271万9,000円を補正し1億5,466万円、款9繰入金、項1他会計繰入金1億2,622万5,000円から709万2,000円を減額し1億1,913万3,000円、款11諸収入項2雑入15万円に367万7,000円を補正し382万7,000円でございます。これに伴います歳入合計9億3,089万3,000円から1,158万8,000円を減額し9億1,930万5,000円とするものでございます。

2ページでございます。歳出、款1総務費、項1総務管理費2,802万円から440万円を減額し2,362万円、款2保険給付費、項1療養諸費5億328万9,000円、補正額なしで同額でございます。項2高額療養費6,574万3,000円に1,010万円を補正し7,584万3,000円、項3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等8,308万8,000円、補正額はございません。同額でございます。款6介護納付金、項1介護納付金2,703万5,000円、補正額ゼロで同額でございます。款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金2億492万9,000円から2,732万3,000円を減額し1億7,760万6,000円、款11予備費、項1予備費707万円に1,003万5,000円を補正し1,710万5,000円、これに伴います歳出合計は9億3,089万3,000円から1,158万8,000円を減額し9億1,930万5,000円とするものでございます。

なお、3ページの事項別明細書以降につきましては、所管をいたします保健福祉課長のほうから詳細説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） おはようございます。保健福祉課の永田でございます。議案第4号の詳細説明をさせていただきます。

まず初めに、平成29年度の国民健康保険の状況でございますけれども、平成29年7月以降、被保険者については減少傾向にございます。その反面、70歳以上の方につきましては増加傾向にあるという状況で、今、推移をしています。

保険給付の状況につきましては、平成30年1月現在で、予算額に対しまして約83%の執行

率ということで、おおむね順調な、給付としては非常に落ち着いておるというような状況でございます。そういったところで予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出についてでございます。1款総務費、総務管理費、一般管理費の13委託料でございます。440万円の減額の補正となっております。こちらにつきましては、平成30年4月から開始されます島根県への保険者一元化、こちらのほうに対応するためのシステム改修費を当初予算で計上しておりましたけれども、改修費が当初の見込みよりも大幅に下回ったために440万円の不用額が出たといったところからの減額の補正となっております。

続きまして、2款保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費と一般被保険者療養費についてでございます。こちらのほうにつきましては、後ほど歳入のところで国庫負担金等々についての減額の補正がございますので、その部分を反映した財源の更正というふうになっております。

続きまして、2款保険給付費、2項高額療養費の一般被保険者高額療養費、こちらにつきましては1,010万円の増額となっております。こちらにつきましては、先ほど給付費的には、全体では83%おおむね良好な状態で推移をしていると申しましたけれども、高額療養費については、当初予算から1,010万円の実績となる見込みでございます。こちらの要因につきましては、特に目立って大きな医療費が出たということではないのですけれども、冒頭申し上げましたとおり70歳以上の被保険者の方の加入がふえているというようなところから、どうしても高額療養費が発生するケースがふえてきているというようなところが原因であろうと分析をしております。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

3款後期高齢者支援金の部分の後期高齢者支援金、それと介護納付金の部分でございますけれども、こちらについても後ほど歳入のところで変更がございますので、それに伴う財源更正でございます。

それから、一番特徴的なところを申し上げますと、続きます、7款の共同事業拠出金についてでございます。こちらにつきましては、現在、高額医療費共同事業の拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金、この2つがございます。財政基盤の弱い保険者が拠出金を県内で拠出することによって、予測できない事態に備えて、こちらの交付を受けるという仕組みとなっておりますけれども、今回、平成30年度におきまして保険者が一元化されることによりまして、この事業は平成29年度をもって終了ということになります。それに伴いまして、平成29年度の拠出金が確定されまして当初見込額よりも高額医療費共同事業の部分で644万3,000円、それから保険財政共同安定化事業の部分で2,088万円のそれぞれ減額が発生いたしましたので、その部分を減額をしております。

続きまして、予算書の5ページ、歳入のほうをごらんをいただきたいと思います。

まず、国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税の医療費の現年度分でございます。決算の調定見込みというようなところで、当初見込みに対しまして280万円の減少となるといったところでの減額の補正となっております。

それから、国庫支出金の国庫負担金、療養給付費等負担金につきましては、療養給付費負担金の部分で1,387万6,000円の実績に対する給付を行うというところから減額の補正を行っております。また、介護納付金と後期高齢者支援金、この部分に対する国の負担金についてはそれぞれ記載のとおり64万5,000円、336万1,000円増額が見込まれておりますので、この部分を合わせまして987万円の減額の補正となっております。

その下の高額医療費共同事業負担金、先ほど拠出金のところで減額補正がございましたので、この部分については一部国、県の負担金が入ってまいります。その部分が減額に伴い負担金の減額が生じますので、その部分を減額補正を対応いたしております。

それから、3の款国庫支出金にございます国庫補助金の財政調整交付金でございます。こちらについても今年度実績見込み等から概算仮ケースを活用いたしまして、申請を行いました結果、予算額に対しまして1,500万円の減額となる見込みでございますので、この部分を減額の補正を行っております。県支出金の部分の高額医療費共同事業については先ほど説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、6ページをごらんをいただきたいと思います。

共同事業交付金についてでございます。歳出のところで拠出金について、一応29年度で、この事業、終了するというところで減額の補正がありましたけれども、交付金ということで今度は入ってくる部分なんですけれども、29年度でこの事業が終了するというようなことで精算的なところで29年度の確定額が生じました。その部分に対して当初予算で計上いたしましたところ、高額医療費の共同事業部分について246万6,000円、保険財政共同安定化事業の交付金として2,025万3,000円、それぞれ精算に伴う交付金が交付されるということで、この部分を追加で計上させていただいているところでございます。

それから、9の款繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金でございます。こちらにつきましては、保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金ともに国保財政の安定化を図るための繰入金でございますけれども、平成29年度の確定額が当初予算と比較いたしまして148万3,000円と120万9,000円減額となりますので、その部分の減額の補正となっております。

職員給与費等繰入金、こちらにつきましては事務費部分でございまして、先ほどのシステム改修の委託料、こちらが減額となっておりますので、その部分を一般会計からの繰り入れを減額する形での対応とさせていただいております。

諸収入、雑入、一般被保険者、第三者納付金でございます。こちらにつきましては交通事故等々で第三者行為による治療等が発生したというところで、一旦、国保税のほうで治療費等の給付を行いまして、実際には第三者が加入をする自賠責保険等々から必要な治療費等を納付していただくということで、今年度1件、367万7,000円納付がございますので、その部分を予算化しております。

以上、歳入歳出を差し引きを行いまして、歳出予算の9ページをお開きいただきたいと思います。

財源的に1,003万5,000円余剰分が生じてまいりますので、この部分につきましては、給付状況等も安定しているというようなことがありますので、突発的な事態に備えるために予備費のほうに計上をさせていただいているところでございます。

以上が、議案第4号の詳細説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、次に。

日程第7、議案第4号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は質疑がないようですが、質疑は保留して次に行きます。

日程第8 議案第5号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第5号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第5号でございます。平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）、平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,433万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページでございます。第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1発電事業収入、項1売電収入6,050万5,000円に121万3,000円を補正し6,171万8,000円、これに伴い

ます歳入の合計は6,312万円に121万3,000円を追加し6,433万3,000円でございます。

続きまして、2ページ歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費4,773万9,000円に121万3,000円を補正し4,895万2,000円でございます。これに伴います歳出の合計6,312万円に121万3,000円を補正し6,433万3,000円とするものでございます。

なお、3ページ以降の事項別明細書以降につきましては、所管いたします柿木地域振興室長のほうから詳細説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。大庭柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） 失礼いたします。柿木地域振興室の大庭でございます。

それでは、私のほうから議案第5号の詳細説明を行います。

その前に、平成29年度の小水力発電事業につきましては、放水路健全度調査のために5日間強の発電所を停止いたしましたけど順調に稼動をしております。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。

予算書の6ページをごらんください。

まず、総務費の施設管理費、一般管理費の公課費ですが、これは売電料に係る消費税です。

昨年の秋に平成28年度決算に基づく消費税の申告相談を行いましたところ、今年度につきましては、免税事業者としての要件に該当となりました。そういった関係で、消費税を支払う必要がなくなりましたので、その全額698万8,000円を減額いたします。免税事業者としての要件には、課税年度から見て前々年度の課税売り上げが1,000万円未満で、なおかつ前年度の前期分の売り上げが1,000万円未満か、あるいは職員給与費が1,000万円未満とあります。

本町の小水力発電事業につきましては28年度から見ての前々年度ですから、26年度の売り上げが1,000万円未満でなおかつ27年度前期分の職員給与費が1,000万円未満であったということから免税事業者となったものであります。

次の財産管理費の積立金につきましては、この後で説明します歳入の売電収入の増額と先ほどの消費税に係る公課費の減額分を財源といたしまして、基金積立金へ積み立ていたします。

820万1,000円であります。

5ページの歳入のほうです。発電事業収入の売電収入の売電料につきましては、今年度の売電料の総額を6,171万8,000円と見込みまして121万3,000円を増額いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第8、議案第5号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第9 議案第6号

○議長（安永 友行君） 日程第9号、議案第6号平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第6号平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,072万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第5表、地方債補正による。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページをごらんください。第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款1繰入金、項1他会計繰入金1億3,364万3,000円から460万円を減額し1億2,904万3,000円、款7町債、項1町債4,260万円から710万円を減額し3,550万円、これに伴います歳入合計2億3,242万8,000円から1,170万円を減額し2億2,072万8,000円でございます。

2ページ歳出でございます。款1下水道事業費、項1施設管理費7,089万7,000円から1,170万円を減額し5,919万7,000円、款2公債費、項1公債費1億4,894万8,000円、補正額ゼロで同額でございます。これに伴います歳出合計2億3,242万8,000円から1,170万円を減額し2億2,072万8,000円でございます。

第5表、地方債補正。起債の目的、1、下水道事業債でございます。補正前限度額4,260万円。起債の方法は証書借り入れまたは証券発行でございます。利率は年利5.0%以内。括弧の中、それから償還の方法につきましてはお読み取りをいただきたいと思います。

補正後でございます。限度額を3,550万円とするものでございます。記載の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

なお、4 ページの事項別明細書以降につきましては、所管をいたします建設水道課長のほうから詳細説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 建設水道課早川でございます。

それでは、私のほうから第6号議案の詳細説明をさせていただきます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

目1 施設管理費でございます。説明書欄をごらんいただきたいと思います。061 人件費でございます。時間外勤務手当といたしまして10万円の補正をお願いしているところでございます。これにつきましては今回、大変皆様方にも御心配と御迷惑をおかけいたしましたけれども、水道等々の凍結被害と申しましょうか、非常に冷え込んだ日が1月を超えて発生をいたしました。それに関係いたしまして、浄化施設等につきましても、凍結対策等々行わなければならないということでございまして、それに対しまして職員等々が夜どうしても出て行って水を出していかないとなかなか施設が全部凍結をしてしまうという状況に至りました。量が尋常じゃないものですから、流し続けるわけにもいかず、そうした関係でどうしても夜出て行って、また、朝早い段階でとめるという作業を行った結果、こうして人件費等の時間外手当を食い込んでしまったということございまして、補正をお願いしているというものでございます。

それから062 施設管理総務費でございます。設計委託料でございます。300万円の減額とさせていただきます。これにつきましては変更認可の事業に当たりまして、設計業務を委託しているところでございます。変更認可でございますけれども、31年度にアセットマネジメントを計画し、そして、32年度に実施をしていくという考えでございます。これは主に施設内の機器等々を更新していくという事業になりますけれども、その事業に対しまして精査をいたしましたところ300万円の不用額が発生をしたというところでございます。

それから、その下でございます。補修工事費でございます。△500万円の減額ということでお願いしているところでございます。これにつきましては、加圧給水装置の修繕費等を計上しておりましたけれども、その内容的なものに変更が生じた関係で380万円の減額、これにつきましては、工事を発注いたしまして精査をいたしますと加圧給水装置のタンク等々の修理は必要ないということになりました。それに対する周辺機器等々の関係もございまして380万円の減額とさせていただきますというものでございます。

また、加圧給水装置といいますものはどういったものかと申しますと、場内の処理水を再び再利用させていただいて場内の処理に中に役立てていく。泡等が発生しますので、泡を消すための散水装置等々を、これも加圧給水装置等で賄っているわけでございますけれども、その修繕の工事ということでございます。

それから道路補修費を、補修等々を見ておるわけでございます。これは段がついた、それから音がするというふうな、そういったものに対して対応していくというものでございますけれども、今年度につきましては補修の必要がなかったということで減額をしたいということで120万円合わせまして500万円の減額をしたいというものでございます。

それから、公課費でございますけれども、これにつきましては還付の団体となるということで必要ないということで380万円の減額をさせていただきたいというものでございます。

ページを戻っていただきまして、6ページ歳入でございます。他会計の繰入金で一般会計繰入金でございます。そういった関係がございまして、一般会計の繰入金を460万円減額するものでございます。

以上、主なものについて説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第9、議案第6号平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の質疑は保留をしておきます。

日程第10. 議案第7号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第7号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第7号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,939万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。

平成30年3月5日提出、吉賀町長、岩本一巳。

1ページでございます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1繰入金、項1他会計繰入金5,625万6,000円から

150万円を減額し、5,475万6,000円。

款7町債、項1町債570万円から150万円を減額し、420万円。

これに伴います、歳入合計7,239万8,000円から300万円を減額し、6,939万8,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。

款1農業集落排水事業費、項1施設管理費2,816万6,000円から100万円を減額し、2,716万6,000円。

款2公債費、項1公債費4,413万2,000円から200万円を減額し、4,213万2,000円。

これに伴います、歳出合計7,239万8,000円から300万円を減額し、6,939万8,000円でございます。

3ページの第5表地方債補正をごらんください。

起債の目的、1、下水道事業債、補正前、限度額570万円。起債の方法、証書借り入れまたは証券発行でございます。利率、年利5.0%以内。括弧の中、それから、償還の方法はお読み取りをいただきたいと思います。

補正後の限度額を420万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

4ページの事項別明細書以降につきましては、所管をいたします建設水道課長のほうから詳細説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第7号の詳細説明をさせていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

1項施設管理費目1施設管理費でございます。説明書欄をごらんいただきたいと思います。003処理場管渠管理費でございます。100万円の減額でございます。これにつきましては、修繕料といたしまして、マンホールポンプの修繕工事を発注をしておりました。これは、柿木地区の分遣所近くのあたりにあるマンホールポンプでございますけれども、工事を調査した結果、本体等には異常はございませんでした。周辺機器等の劣化による問題でございまして、周辺機器等々の整備だけで終了することができたということでございまして、100万円の不用額が発生をいたしました。これにつきまして、減額をさせていただきたいというものでございます。

6ページにお戻りいただきたいと思います。

そうした関係で、一般会計の繰入金でございますけれども、150万円の減額等々ということになっておるところでございます。

以上、主なところについて説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑はないようですが、日程第10、議案第7号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第11. 議案第8号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第8号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第8号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）でございます。

平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,270万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,403万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の補正は、第4表債務負担行為補正による。

地方債の補正、第4条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。

平成30年3月5日提出、吉賀町長、岩本一巳。

1ページをござんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入、款9 地方交付税、項1 地方交付税31億9,320万2,000円に2,376万6,000円を補正し、32億1,696万8,000円。

款11 分担金及び負担金項1 分担金1,699万1,000円から675万円を減額し、1,024万1,000円。項2 負担金2,816万8,000円に166万9,000円を補正し、2,983万7,000円。

款13国庫支出金、項1国庫負担金3億2,262万4,000円から322万9,000円を減額し、3億1,939万5,000円。項2国庫補助金2億1,422万9,000円から3,254万6,000円を減額し、1億8,168万3,000円。

款14県支出金、項1県負担金1億8,027万円に837万4,000円を補正し、1億8,864万4,000円。項2県補助金1億7,473万円から537万円を減額し、1億6,936万円。

款16寄附金、項1寄附金315万1,000円に27万8,000円を補正し、342万9,000円。

款17繰入金、項2基金繰入金5億4,406万9,000円から2,077万1,000円を減額し、5億2,329万8,000円。

款19諸収入、項4受託事業収入422万7,000円から250万2,000円を減額し、172万5,000円。項5雑入6,061万円から322万4,000円を減額し、5,738万6,000円。

款20町債、項1町債12億6,382万5,000円から1億240万円を減額し、11億6,142万5,000円。

これに伴います、歳入合計71億9,674万2,000円から1億4,270万5,000円を減額し、70億5,403万7,000円でございます。

続きまして、2ページ、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費12億4,917万7,000円から3,786万3,000円を減額し、12億1,131万4,000円。項3戸籍住民基本台帳費1,810万9,000円に6,000円を補正し、1,811万5,000円。項4選挙費3,841万8,000円から727万6,000円を減額し、3,114万2,000円。項6監査委員費154万6,000円、補正額ゼロで同額でございます。

款3民生費、項1社会福祉費10億4,895万円に347万1,000円を補正し、10億5,242万1,000円。項2児童福祉費4億8,727万7,000円に1,513万3,000円を補正し、5億241万円。項3生活保護費8,000万2,000円から230万4,000円を減額し、7,769万8,000円。

款4衛生費、項1保健衛生費5億6,862万4,000円から609万円を減額し、5億6,253万4,000円。項2清掃費2億980万1,000円に329万9,000円を補正し、2億1,310万円。

款5労働費、項1労働諸費399万8,000円から100万円を減額し、299万8,000円。

款6農林水産業費、項1農業費3億9,516万3,000円から2,582万4,000円を減

額し、3億6,933万9,000円。項2林業費9,771万円から335万6,000円を減額し、9,435万4,000円。

款7商工費、項1商工費1億9,200万8,000円から2,933万2,000円を減額し、1億6,267万6,000円。

款8土木費、項1土木管理費2億2,661万1,000円から423万8,000円を減額し、2億2,237万3,000円。項2道路橋梁費4億699万1,000円から1,254万7,000円を減額し、3億9,444万4,000円。項3河川費5,255万8,000円から252万4,000円を減額し、5,003万4,000円。

款9消防費、項1消防費2億8,077万5,000円から2,700万円を減額し、2億5,377万5,000円。

款10教育費、項1教育総務費2億3,833万8,000円から61万8,000円を減額し、2億3,772万円。項2小学校費8,078万9,000円に105万4,000円を補正し、8,184万3,000円。項3中学校費7,029万4,000円に40万円を補正し、7,069万4,000円。項4社会教育費1億1,228万1,000円から199万4,000円を減額し、1億1,028万7,000円。項5保健体育費1億8,515万7,000円から150万2,000円を減額し、1億8,365万5,000円。

款12公債費、項1公債費8億7,220万円から260万円を減額し、8億6,960万円。

これに伴います、歳出合計は71億9,674万2,000円から1億4,270万5,000円を減額し、70億5,403万7,000円とするものでございます。

4ページの第3表繰越明許費でございます。

款項、事業名並びに金額について、順次読み上げます。

2総務費1総務管理費、柿木地区町営駐車場整備事業731万4,000円。

3民生費1社会福祉費、老人福祉センター管理費673万1,000円。

3民生費1社会福祉費、障がい者総合支援センター整備事業2,354万8,000円。

6農林水産費1農業費、農業復旧対策事業費2,000万円。

8土木費2道路橋梁費、道路新設改良単独事業費1,300万円。

8土木費2道路橋梁費、元町丸町線改良事業1,100万円。

8土木費2道路橋梁費、夜打原相生線交通安全施設整備事業3,800万円。

10教育費5保健体育費、保健体育施設整備事業1億2,919万円でございます。

5ページの第4表債務負担行為補正でございます。

子育て世代住宅取得資金利子補給金でございます。補正前、期間「平成26年度から平成39年度」まで。限度額につきましては、お読み取りをください。

補正額、期間を「平成26年度から平成41年度」に変更するものでございます。限度額につきましては、補正前と同じでございます。お読み取りをいただきたいと思います。

6ページの第5表地方債補正です。

起債の目的、1、合併特例事業債、補正前、限度額3億5,040万円。起債の方法、証書借り入れまたは証券発行。利率は年利5.0%以内。括弧並びに償還の方法はお読み取りをいただきたいと思います。これを補正後で、限度額を3億2,620万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

起債の目的、2、過疎対策事業債、補正前、限度額を6億9,070万円。これを補正後で6億1,250万円とするものでございます。利率、償還の方法につきましては、前項の部分と同じでございますので、お読み取りをいただきたいと思います。

7ページの事項別明細書以降につきましては、所管をいたします総務課長のほうから詳細説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 総務課の野村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第8号の詳細説明を行いたいと思います。

まず最初に、今回の補正予算でございますけれども、全般的な話を最初にさせていただきますと、こういう時期になりますので、事業の進捗状況、実績、それから見込み等から事業費の増額あるいは減額をさせていただいております。

そして、特徴的なところを1点申し上げますと、さきの2月の大雪に係る、大雪に対応する予算、そうしたものが今回は増額という形での予算、これを計上させていただいております。

それでは、中身に入っております。最初に、25ページをお開きください。

25ページでは、給与費明細書を記載しております。最初に、1の特別職、この表をごらんいただければと思います。この表の一番下のところ、「比較」というところの合計欄をまず見ていただければと思います。

まず、報酬ですけれども、859万6,000円の減額でございます。これにつきましては、地域おこし協力隊、それから、昨年の選挙関連の執行経費のうちの報酬部分です。それから、子育て世代包括支援センター事業における嘱託職員、こうしたものの不用額による減額ということになっております。

それから、今、見ていただいておりますその右側です。給料が364万5,000円、そして、期末手当が203万3,000円、それぞれ減額というふうにしております。これにつきましては、昨年、副町長が不在であったという期間がございますので、その部分を反映させた減額ということで見ていただければと思います。

それから次に、25ページ、下の表です。2、一般職というところに入ります。

まず、(1)総括の表をごらんください。こちらその表の下のところ、ちょうど「比較」というところがありますけれども、その欄をごらんいただければと思います。

まず、給料の欄ですけれども、125万2,000円の減額というところがございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、副町長不在に伴うものというところがございます。

それから、その右側です。職員手当です。こちらについては、513万8,000円の増額ということで、記載をさせていただいております。これにつきましては、次の26ページの上の(2)給料及び職員手当の増減額の明細というこちらの表を見ていただければと思います。

先ほども申し上げましたけれども、最初に出てまいります「給料」というところで右側の説明欄に「退職者に伴う減」というふうに表現をさせていただいて、その右側に「125万2,000円の減額」というふうに書いてあります。これが、副町長が不在であったことによるもの。

それから、その下の職員手当です。こちらのほうの説明欄を見ていただきますと、まず、事業に伴う増減として、99万1,000円の減額。そして、退職者に伴う増というふうにあります。612万9,000円の増額ということになります。これは、それぞれ事業に伴う増減については、時間外手当を意味しまして、退職者に伴う増については、退職手当負担金が充てられているというふうに見ていただければというふうに思います。

それでは、ページを戻らせていただきます。13ページでございます。

まず、歳出から説明をさせていただきます。

総務費、総務管理費、一般管理費であります。これは、先ほど説明をいたしました人件費の部分、こちらのほうを反映させているというところで、お読み取りいただければというふうに思います。

次に、財産管理費です。005のその他財産維持管理費、解体・撤去工事費ということで、200万円の減額でございます。これは、旧白谷小学校の解体・撤去工事費の入札減によるものというものでございます。

それから、その下、006基金積立金であります。ふるさと応援基金積立金ということで、110万円の増額であります。これは、寄附額が増加したことによるものというものでございます。

それから次、自治振興費です。021地区集会所建設事業費ということで、建設工事費、それから解体・撤去工事費、これについて、それぞれ減額をしております。これは、立河内集会所の工事に係るもの、入札減によるものというところでございます。

それから、次の企画総務費です。002企画総務費ということで、普通旅費のところ50万

円の減額にしております。これは、年度途中におきまして、その事業そのものの進捗状況に合わせた措置、減額ということでございます。

それから、次の芸術品等購入費150万円の減額です。これは、当初見込みに対しまして、実際に予算が、実施をいたしましたけれども、不用額が生じたというもので150万円の減額でございます。

それから、その下、004地方創生総合戦略推進事業費、業務運営関係委託料でございます。54万円の減額であります。これについては、当初、総合戦略の改訂を予定をしておりましたけれども、結果として、この改訂には至りませんでしたので、その金額につきましては、減額をさせていただいているというものであります。

それでは、その次です。まちづくり対策費です。004ええもん知ってもらおうプロジェクト事業費です。まず、印刷製本費として、99万8,000円の減。それから、業務運営関係委託料として、80万円の減ということでございます。

まず、印刷製本費につきましては、当初、パンフレットを印刷するという予定にしておりましたけれども、前回、印刷をしたパンフレットの余りで対応できましたので、この部分については、減額をさせていただくというものであります。業務運営関係委託料につきましては、これは、基金に連動しているというものでございますけれども、返礼品等の関係によって、80万円の減額をするというものであります。

その下、今度は定住対策費です。002定住対策事業費ということで、まず印刷製本費が出てまいります。254万3,000円の減額でございます。これにつきましては、年度当初、U・Iターン者向けのパンフレットを作成するという予定にしておりましたけれども、結果として、これはつくらないという判断に至っております。といいますのは、保健福祉課で子育て支援の関係で小冊子をつくっております、そちらのほうで代用といいますか、十分賄えたというところで、結果として、この部分については減額をさせていただくというものでございます。

それから、ページは次にまいります。14ページに入っております。

上のところからですけれども、子育て世代住宅取得資金利子補給金でございます。これは、利率の低下によるものでございまして、105万円の減額ということでございます。

それから、その下の民間賃貸住宅建設補助金、それからその下、社会福祉士等修学資金貸付金、それぞれ減額をさせていただいておりますけれども、これは実績を見込んだところでの減額でございます。

それから、004企業誘致対策事業費です。建設工事費として、183万4,000円の減額でございます。これは、誘致企業のほうにいわゆるフレッツ光という線をつなげるというふうに、最初、計画をしておりましたけれども、企業さんとの話の中で、事業化には至らなかったという

ところでありまして、この部分を減額をするというものでございます。それから、企業立地促進助成金については、結果として、当初見込みよりも実績が下回ったというものの減額でございます。

それから、その下の〇〇五地域おこし協力隊事業費です。総じて減額をさせていただいております。理由といたしましては、想定しておりました新規の協力隊の採用が思うようにいかなかった、採用期間が短くなったといったところでの減額でございます。椎茸生産促進研修員の地域おこし協力隊ということでございます。

それから、その下にまいります。情報管理費です。〇〇四ケーブルテレビ事業費であります。ここにつきましては、実績見込みによる減額ということでございます。

それから、その下、生活安全対策費です。〇〇三地域公共交通対策費です。これは、萩・石見空港利用拡大促進協議会での負担金ということでありますけれども、最終的に額が確定されたことによる減額ということでございます。

それでは、ページをまためくっていただきまして、１５ページであります。

選挙費であります。こちらには、衆議院議員選挙費とそれから、町長町議会議員選挙費を記載させていただいております。総じて減額をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、昨年執行された選挙、これがいわゆる同時選挙という形で行われましたので、重なる部分がありました。そうしたところで、基本的な考え方としては、衆議院議員選挙の執行経費の中でそれを賄ったと。したがって、町長町議選挙の執行経費で不用となったもの、この部分について減額をするという、こういうものでございます。

それでは、次に行きます。総務費、監査委員費でございます。〇〇二監査委員費ですけれども、監査委員の報酬３万７,０００円の増額と費用弁償としては３万７,０００円の減額でございます。

それでは、その下です。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございます。〇〇三国民健康保険事業特別会計繰出金、ここにつきましては、先ほどの特別会計の補正予算の中で、説明をさせていただいた部分でございます。

それでは、めくっていただきまして、１６ページです。

民生費、社会福祉費、高齢者福祉費でございます。〇一七老人ホーム入所措置事業費、老人ホーム入所措置費として、３６８万９,０００円の減額でございます。これにつきましては、入所者の入所あるいは退所の状況による減額ということでございます。

それから、次の障がい者福祉費です。〇〇三特別障がい者手当等支給費、特別障がい者手当であります。ここにつきましては、見込みよりも実績が下回ったことによる減額でございます。

それから、次の障がい者自立支援費。〇〇四自立支援介護給付事業費、それから、その下の〇〇五自立支援訓練等給付事業費です。この部分につきましては、増額ということでございま

す。理由といたしましては、昨年５月、新規の訓練事業所が立ち上がっております。このことの影響による増額というものであります。

それでは、その下です。民生費、児童福祉費、児童福祉総務費です。まず、００５児童手当支給費です。被用者児童手当、非被用者児童手当それぞれ減額をしております。受給者が当初見込みを下回ったというものの減額でございます。

それから、００６放課後児童対策事業費です。放課後児童クラブ嘱託職員報酬、それから臨時雇用賃金、それぞれ減額をさせていただいております。これは、最終的な決算の見込みにより減額をするものであります。

それから、その下、００９子育て世代包括支援センター事業費です。非常勤職員報酬を減額するものでございます。ここにつきましては、当初、母子支援コーディネーターというものを配置するという、こういう計画にしておりましたけれども、結果として、思うように採用ということにはなりません。そうした部分での減額ということです。結果として、事業そのものは臨時職員での対応をしておるところでございます。

それから、その下です。０１３地域子育て支援拠点事業費です。助産師賃金を４９万８,０００円の減額ということでございます。これは、決算の見込みによる減額でございます。

それから、国庫支出金還付金、それから、ページは次にまいります。１７ページです。県支出金還付金、それぞれ増額とさせていただいております。これは、交付金の精算による増額というものであります。

それから次に、保育所費です。００８地域型保育給付事業費です。これにつきましては、決算見込みによる減額でございます。

それから、０１０施設型保育給付事業費です。ここにつきましては、増額ということになっております。理由といたしましては、いわゆる処遇改善措置、それから入所される児童数の増加によるもの。この影響により、増額をしているというものでございます。

それから、０１１しまねすくすく子育て支援事業費です。障がい児保育事業補助金、一時保育事業補助金、それぞれ減額、増額をさせていただいておりますけれども、これは決算見込みによる減額と増額ということでございます。

それから、その下です。母子福祉費、００４児童扶養手当給付費です。児童扶養手当支給費の減額でございますけれども、これは、受給者が当初見込みを下回ったことによるものによる減であります。

それから、その下の００６母子家庭高等技能訓練促進事業費として、母子家庭高等技能訓練支給費です。６０万円の減額ですけれども、これにつきましては、申請者がなかったということによるものでございます。

それから、17ページは下のところですがけれども、民生費、生活保護費、生活保護総務費です。003生活保護総務費ということで、電算システムの開発の関係で減額をさせていただいております。当初、新たなシステムの導入を予定しておりましたけれども、結果として、既存のシステムを活用することでの対応で事足りましたので、その部分につきましては、減額をするというものでございます。

それでは、ページは次に進みます。18ページにまいります。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。008地域医療対策費、医療従事者等確保対策補助金432万円の減額でございます。これにつきましては、決算見込みによるものでありますけれども、申請件数が少なかったというものでございます。

それから次に、母子衛生費です。007妊婦健診事業費、それから、その下の010不育症治療費助成事業費、それぞれ増額あるいは減額をしております。これは、ともに決算見込みによるものですけれども、増額の部分につきましては、出生数の増加による増額。それから、減額した部分、不育症治療費助成については、申請件数が当初の見込みを下回ったというものでございます。

それから、衛生費、清掃費でし尿処理費です。こちらにつきましては、ここに記載のとおりの方源更正という形で、いわゆる過疎債の部分から一般財源に切りかえたことによるものでございます。

それから、次のごみ処理費の003可燃物処理事業費です。益田地区広域市町村圏事務組合への負担金ということです。これは御案内のとおり、益田市、津和野町、吉賀町で負担するものでございますけれども、吉賀町の負担部分としての329万9,000円の増額部分の計上でございます。

○議長（安永 友行君） 総務課長、ここで一応、ちょっと昼休みにするけえ、そこで切って。

12時になりますので、18ページの衛生費までで、款の5の労働費以降は午後の会議に回します。

ここで、昼休み休憩いたします。休憩します。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、午前中の詳細説明は、ページ、18ページの衛生費までが済んでおりますので、労働費以降の詳細説明を行います。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、午前中に引き続きまして、ページは18ページでござ

ざいます。一番下の欄をごらんください。

労働費、労働諸費、雇用対策費です。雇用対策事業費として、１００万円の減額でございますけれども、これは実績を見込んでの減額でございます。

それでは、めくっていただいて、１９ページに移ります。

農林水産業費、農業費、農業総務費です。００２農業総務費、これにつきましては、事業実績額による減額でございます。

それから、その下の０２１農業復旧対策事業費です。２，０００万円の増額ですけれども、これにつきましては、さきの大雪による農業用施設の被害、これに対する復旧経費を計上しております。

それから次に、農業振興費です。００２農業振興総務費から下がっていただいて、０１６新規就農者育成確保事業費、ここについては、減額というふうにしておりますけれども、これについては、事業費実績の減額あるいは申請件数が見込みよりも下回ったことによるものでございます。

それから、０２８ブランド化推進事業費です。これも減額ということでございますけれども、この中には、事業としては２つございまして、有機茶ブランド化事業、それから薬用作物等生産振興事業、この２つの事業が含まれております。

それでは、その下です。農地費です。００５農業集落排水事業特別会計繰出金、これについては、先ほど特別会計の説明であったとおりでございます。

それから、その下、０２１中山間地域総合整備事業費から次のページに移りますけれども、０３５県単農地集積促進事業費までのところ、全て減額でありますけれども、これは事業費の減によるものでございます。

それから、ページは２０ページに移っております。

農林水産業費の林業費、林業振興費です。００３造林事業費、それから０３２特用林産物振興事業費、それぞれ事業実績あるいは申請件数、これらの見込みによる減額ということでございます。

それから、その下の商工費、商工費、商工振興費です。００３商工振興総務費です。２００万円の減額でございますが、これは、申請がなかったということによる減額でございます。

それから次に、観光費です。００５観光施設管理費ということで、まず、施設修繕料です。この部分につきましては、これもさきの大雪の被害に対応するものでございます。

それから、その下の改良工事費ですけれども、高尻ログハウスの改修工事、これの入札減に伴うものということで見えていただければと思います。

それから、都市農村交流費に移りますと、００３ふるさと会事業費、事業委託料として１０８万円の減額です。これは当初、アーカイブ事業というふうに呼んでおりますけれども、古

い写真を集めて、それを映像化するというような事業を計画しておりましたけれども、この事業を中止する判断に至ったことから、その額を減額するものでございます。

それから、20ページ一番下の段ですけれども、022墨田区等交流事業費、次のページまいります。21ページに入ります。ここで事業委託料118万8,000円の減額です。これは、当初計画しておりましたのが、いわゆる東京の墨田区の墨田区マルシェというイベントがございしますが、こちらへの参加経費ということで考えておりました。結果として、ここに参加しなかったことによる減額措置ということでございます。

それから、023吉賀ツーリズム推進事業費です。これは、移住体験プログラム支援事業補助金という格好で、当初2回分を見込んでおりましたけれども、結果的に1回と、1回の実施ということで、1回分を減額するものでございます。

それから、次の024彫刻の道整備事業費でございます。これも減額でございますが、端的に申し上げますと、作品の選定に至らなかったというものでございます。したがって、これに関連する経費を減額させていただくという、こういうことでございます。

では、次に移ります。土木費、土木管理費、土木総務費です。003下水道事業特別会計繰出金、減額ですけれども、これは、先ほどの特別会計の説明にあったとおりでございます。

それから、050その他経費、弁護士謝礼として16万2,000円を計上させていただいております。これは、蔵木地内の町道に係る弁護士費用ということで計上しております。

次にまいります。土木費の道路橋梁費、道路橋梁維持費です。005除雪費、除雪車委託料ということで、5,000万円の計上です。これも、さきの大雪に係るものということでございます。

それから次に、道路橋梁新設改良費です。020道路新設改良単独事業費、それから次のページに移っていただきまして、043夜打原相生線交通安全施設整備事業費までのところ、全て減額ということにしております。これは、入札等による事業費の減ということでございます。

ページは、22ページに移っております。

土木費、河川費、河川改良費です。028抜月用排水路改良事業費です。これについては、事業実績の見込みによる減額ということでございます。

それから、次の消防費、消防費、災害対策費です。004防災無線維持管理費、維持補修工事費、2,700万円の減額でございます。これにつきましては、先日2月28日の全員協議会で説明をさせていただきました。防災無線の設備について全面更新をするということで、今考えておりますので、一旦ここでは、予算のほうは減額させていただくということであります。参考といたしますか、これは、親局の設備更新経費として、29年度に予算計上しておったものでございます。

次に移ります。教育費、教育総務費です。事務局費、077学校教育振興事業費、中学校体育大会出場補助金です。これにつきましては、実績が見込みを下回ったということでの減額でございます。

それから、学校給食費、072学校給食総務費です。ページは23ページに移ります。除雪委託料として予算を計上しております。これについても、大雪による除雪日数の増加というところで、予算を計上しております。

それから、その下の073調理場施設費、施設修繕料として30万円の増額でございますけれども、これも大雪によるものということでございます。

それから、教育費、小学校費、小学校管理費です。003小学校事務局管理費として修繕料を計上しております。これも大雪による被害がありましたので、それに対応するものでございます。

それから、小学校教育振興費、007特別支援教育設備整備事業ということで、教材の購入、教材購入費です。25万4,000円の増額ということになりますけれども、これについては、六日市小学校において、支援学級を設置することに伴い、それに必要な教材を購入するというものでございます。

それから、次に移ります。教育費、中学校費、中学校管理費です。ここに、修繕料という形で計上させてもらっています。これも、大雪被害によるものということで見ていただければと思います。

それからその下です。社会教育費、社会教育総務費です。024サクラマス交流センター管理費の光熱水費、これの減額でございますけれども、これは、実績見込み額により減額をするものでございます。

それから、ページは次に移ります。24ページです。

教育費、社会教育費、文化財保護費です。003文化財保護費として印刷製本費、これを減額するものです。これにつきましては、当初考えておりました事業、これについては見直しをさせていただいた関係で、その部分を減額をするというものでございます。

それから、次に移ります。保健体育費、保健体育総務費です。004保健体育施設費、印刷製本費として20万円の減額です。これは、グラウンドゴルフ場のパンフレットをつくるというふうに想定をしておりましたけれども、これについて減額をするというものです。グラウンドゴルフ場が竣工した後に、いわゆる写真とか、そうしたものを整備するのが適当であろうという、そういう考え方でございます。

それから、その下、005保健体育施設整備事業費建設工事費として減額をしております。これにつきましては、真田グラウンド駐車場整備事業に係るものでございます。この部分、減額するものでして、該当の地域で圃場整備事業が行われておりますけれども、その関連で減額をし

ていくという、こういうものでございます。

それから、公債費です。元金ですけれども、これについては利率の見直し、あるいは据え置き期間の短縮による増額。そして、その下の利子でありますけれども、利率見直しによる減額ということでございます。

以上が、歳出の部分でありまして、今度、9ページに戻っていただければと思います。

歳入に移らせていただきます。

まず、地方交付税でございます。特別交付税2,376万6,000円でありますけれども、これにつきましては、確定見込みが立ちましたので、その額を増額するものでございます。

それから次に、分担金及び負担金で、分担金の農林水産業費分担金です。中山間地域総合整備事業分担金、農地環境整備事業分担金、それぞれ事業費が減額になったことにより減額するものでございます。

それから次に、分担金及び負担金で、負担金の民生費負担金です。施設入所者数の増加による老人施設措置費負担金166万9,000円の増額ということでございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金、民生費国庫負担金です。ここにつきましては、受給者が当初見込みより少なかったことに伴っての減額でございます。

それから、児童福祉費の手当関係につきましては、受給者が当初見込みより少なかったことによる減額。それから、最後段の保育給付につきましては、これは利用者が増加したことによる増額ということでございます。

それでは、ページは10ページに移ります。

国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金でございます。社会資本整備総合交付金の減額ということでもありますけれども、これは、事業の進捗等々によりまして減額をするというものでございます。

それから、県支出金、県負担金、民生費県負担金です。児童手当に係るものは、被用者が増額、そして特例給付についても増額ということになっております。それから、保育給付につきましても、利用者数の増加により増額をするというものでございます。

それから、県支出金、県補助金です。民生費県補助金です。高等技能訓練促進費等事業補助金であります。これにつきましては、事業の進捗により、事業の減による減額ということでございます。

それから、その下です。第3子以降保育料軽減事業、それから第1子・第2子保育料軽減事業等補助金、それぞれ減額、増額をしております。これにつきましては、これも事業の進捗に合わせた減額と増額ということになっております。

それから、次の農林水産業費県補助金であります。まず一番上に、農業復旧対策事業補助金と

して1,000万円の計上をしてございます。この部分につきましては、2月の、いわゆる大雪等によるビニールハウス被害、そうしたものに対する事業費ということでの増額です。

その下の環境保全型農業直接支払交付金から県単農地集積促進事業補助金までにつきましては、全て事業費が減額になったことによる減額ということでございます。

その下のきのこの里づくり事業補助金につきましても、事業費の減額に伴う減額ということでございます。

それでは、ページ、11ページに移ります。

県支出金、県補助金、商工費県補助金でございます。地域商業等支援事業ということですが、これは補助金の交付実績により減額をするというものでございます。

それから、その下です。寄附金でございます。これにつきましては、ふるさと納税の実績により、指定寄附金を増額をするというものでございます。

それから、繰入金、基金繰入金、ふるさと創生基金繰入金です。これは総合戦略事業費の実績により減額をするものでございます。

その下のまちづくり基金繰入金につきましても、総合戦略事業費の実績から減額をするものでございます。

それから、その下です。諸収入、受託事業収入、農林水産業費受託事業収入です。公社造林受託事業収入ということでもありますけれども、これは事業費の減額がございしますので、その分を減額するというものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、12ページです。諸収入、雑入、雑入ということで、まず、町有財産移転補償費の減額です。これにつきましては、立河内地区の圃場整備事業に伴う島根県からの補償金の確定がございましたので、その分、その額を減額をするというものでございます。

それから、補助事業過年度返還金につきましては、中山間地域直接支払交付金等の過年度事業分について、事業者より返還されることにより、1万2,000円の増額をするものでございます。

それから、その下です。町債でございます。まず、過疎債です。これにつきましては、それぞれ事業費の減あるいは増がございましたので、それぞれ増額なり減額をするというものでございます。

それから、その下の合併特例事業債では、彫刻の道整備事業、これにつきましては、平成30年度に繰り越すということ。

それから、その下の公共施設等統合整備事業につきましては、旧白谷小学校の解体工事がございますけれども、この関係で190万円の減額をするものでございます。

それから、大変申しわけございません。私のほうから最初に説明をさせていただいております、本当に冒頭のところなんですけれども、予算書の25ページ、26ページを、最後にちょっとごらんいただければと思います。

25ページの2、一般職のところです。(1)総括の表をごらんいただきますと、給与費のところ、給与費の給料のところ、ちょうど比較の欄を見ていただくと、125万2,000円の減額ということであります。私、最初の説明の際に、「副町長が不在であったことによる」というふうな説明をさせていただきましたけれども、これにつきましては、「副町長が就任をされたことによる」減です。要するに、一般職員から特別職に移ったというところで、いわゆる一般職員部分の給料が不用になったという、こういうことでございます。

最初の説明で不手際がございました。大変失礼をいたしました。訂正させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(安永 友行君) 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

ここで、質疑を許します。質疑はありませんか。1番、松蔭議員。

○議員(1番 松蔭 茂君) 歳出ですが、13ページの芸術品等購入費が150万円の減額になっております。これ何か。芸術品というのは何かよくわからない。

それから、その次の004のええもん知ってもらおうプロジェクト事業費、これはどういう内容のもんだったですか。

○議長(安永 友行君) 深川企画課長。

○企画課長(深川 仁志君) 質問2点ありましたが、前段の芸術品等について回答させていただきます。

これは、当初予算で計上しておりましたが、町民音頭を踊るときのハッピーでございます。これが、実績によって減額となりましたので、先ほどありました普通旅費もあわせて減額するところでございます。

以上でございます。

○議長(安永 友行君) 野村総務課長。

○総務課長(野村 幸二君) ええもん知ってもらおうプロジェクト事業費についてであります。

最初に、ここに記載をしております印刷製本費につきましては、いわゆるふるさと納税に関するパンフレットを印刷する予定にしておりましたけれども、まだ、手持ちの部分がございましたので、それを活用といいますか、それを使用したということでもあります。

それから、業務運営関係委託料でございますが、これについても、今年度のふるさと納税の、いわゆる納税状況に連動させる形で減額をするというものでございます。

○議長(安永 友行君) 3番、桜下議員。

○議員（３番 桜下 善博君） ２１ページの０２４の彫刻の道整備事業費の減額ですが、先ほど、「作品の選定に至らず」という説明がありましたが、これはどういうことなんでしょうか。作品、要するに、ええのがなかったちゅうようなことなんでしょうか。それとも、その選定するようなところにいかなかったのか。この減額額も大きいんですが、「作品の選定に至らず」というところを、もう少し詳しくお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。言葉足らずのところがありましたら、申しわけなかったと思っております。

「作品の選定に至らず」ということでございますが、ずっとこれまで説明していますように、彫刻の道の整備に当たっては、澄川喜一先生の助言をいただきながらいろいろ行っているところでございます。

作品は、我々、UBEビエンナーレの実物作品から調達するように考えているところでございますが、こればかりは、ちょっと、宇部のUBEビエンナーレで決定することありますから、なかなか作品を我々が選ぶことはなかなかできないという状況です。

澄川先生のお気持ちとしては、やはり、「石を置きたい」という思いが非常に強くございまして、前回も今回も石の作品が非常に少なかった、事実少なかったようでございます。鉄の作品やFRPの作品が多うございますので、今回、平成２９年度中には作品を選定することができなかったということで、御理解いただければと思います。あわせて、作品を置くことができなかったのも、工事につきましても、今年度行う予定であったものを来年度に回して、工事費もあわせて減額しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ３番、桜下議員。

○議員（３番 桜下 善博君） 今、作品の選定をしたという説明をお聞きしたんですが、やはり予算をとるときに、こういうぐらいUBEビエンナーレから購入ということなんですが、２，４００万円足らずの予算をとっているということは、ある程度作品を予想というんでしょうか、全く数字的にゼロでしたらわかるんですが、２，４００万円という数字を出しているということは、ある程度は選定といいましょうか、予測はできたんじゃないかと思うんですが、その辺の予算のとり方についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 彫刻の道に限ってということでお答えさせていただきます。

協議の中では、平成２９年度中にもう一体、作品を調達しまして、整備を完了するところで、予定で予算を計上させていただいたところでございます。ただ、やはり芸術品ということで、

我々だけの選定ということになりませんので、いろいろ協議を重ねた結果、今回は、ちょっと今の彫刻の道に置けるような、ふさわしいといえますか、芸術的にマッチするような作品の選定に至らなかったということで、御理解いただければと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 補正の4ページにあります第3表繰越明許費、全部で8件、繰越明許が上がっておりますが、それぞれについて、先ほど説明のあった分も含まれますが、農業復旧対策事業については、もう一度、ハウス等の復旧の対象となるハウスの状況を説明をしていただき、ほかの分については、現在の進捗の状況について説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、11番議員から御指摘のありました、第3表の繰越明許費でございます。8事業につきまして、繰り越しをさせていただくという御提案でございます。

今、内容についてということでございましたので、この表の順番で順次、担当課長のほうから、概略の説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、最初の総務費、総務管理費、柿木地区町営駐車場整備事業、これについて説明をいたします。

これにつきましては、御承知のとおり、該当地域におきましては、県道改良工事が今、行われているというところでございます。この関係で、予定しておりました場所を、いわゆる資材置き場としてお使いいただいておりますということでありましたけれども、その工事が、時期が延期といえますか、長くなっているという関係がありまして、本年度中に、この事業を執行することが難しくなったということが、一つの理由です。

それから、もう一つ理由がございます。これも該当の地域で、あのエリアにトイレを設置すると、そういう要望が地元のほうから出てまいりました。そうしたことの協議を同時に進めてまいりましたので、そうしたことから、今年度中の事業執行がなかなか難しいという状況から、繰り越すという判断に至ったものでございます。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 私のほうから、民生費、社会福祉費、老人福祉センター管理費673万1,000円の繰り越しについて、概略を説明させていただきます。

この673万1,000円の経費につきましては、昨年10月、11月に発生しましたレジオネラ対策の一環として行っている加圧タンクの取り付け工事でございます。1月から現地調査に入ったところでございます。現地調査といえますのは、これまでの状況、水道の状況を考えると、もしかしたら加圧タンクを取りつけなくても水道直結でできるのではないかということで、事業

者のほうから提案をいただいて調査をしたところでございます。

この調査に当たっては、外といいますか、露出したところに水量をはかるメーターを取りつけて、1週間程度、風呂で、男性女性合わせて、風呂でどれぐらいの水量が使われるか、どれぐらいの時間で使われるかという調査をしなければならないところでございますが、そのメーターがちょっとあきが少なかったのと、途中1月、2月寒波がございまして、メーターが、外に置くことになるわけですから、凍ったら破損するというところで、時期を見ながら行ったところでございます。

仮データの確定が、今2月28日に来まして、今、詳細計算をしているところでございます。計算の結果とか構造の決定が3月中にできればと考えておりまして、実施工事が4月にずれ込むということもありまして、繰り越しをするものでございます。

また、あわせて「柿木地区の公共施設のあり方検討会」というのがありまして、その中には、このはとの湯荘自体の建てかえも選択の一つということでありますので、今、600万円以上の加圧タンクを取りつけずに、何とか今の時点では、工事費を抑えてできないかということで、直結ということも選択に出てきたということもあわせて報告しておきます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 続きまして、民生費、社会福祉費、障がい者総合支援センター整備事業費の2,354万8,000円について説明をさせていただきます。

平成29年度におきまして、障がい者総合支援センター設計費、設計委託料について予算づけをさせていただきました。基本設計については完了いたしまして、現在、実施設計を行っておる状況でございます。

設計に当たりまして、地盤となります部分につきましては、隣に银杏寮があるということから、当初、地質調査等々については、その部分のデータを活用することで、実際増床工事の際には、そういった形で建築申請がとれておりましたけれども、今度、別建物になるというようなところから、新たに地質調査等々が必要になるというようなところが発生してまいりました。このため、3月末までのところでの設計完了とあわせまして、建築確認申請を完了させるという工程にずれが生じたために、今回繰り越しとさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、農業復旧対策事業費、これについて説明をさせていただきます。

同じようなケースが、27年の雪害で、28年度に繰り越して使ったというものがあったと思

います。それと同じケースで、補助金の交付要綱にもありますが、ビニールハウス、被覆資材は除きますが、この全半壊、こういうものに対しまして、県が3分の1、町が3分の1、合わせて3分の2を基本的には補助をするというものです。

その対象事業費はといいますと、その復旧する事業費から共済等、その保険金が入れば、その保険金、保険を掛けていない場合は、保険として入る見込みの額、そういうものを差し引いたのが、この補助の対象の金額ということになっておりまして、この事業費の下限は40万円以上の工事が対象になるというものです。

今回の状況ですが、1月と2月は2回大雪がございまして、どちらとも対象になってくるというふうに思っております。現在、産業課のほうで確認がとれておるのは、ハウス17棟で約3,600平米。これが被災にあつておることです。あとは、それを県とも一緒に協議をしていますが、どの程度まで補助対象になるかというものは今から出てまいります。実際に、工事、復旧にかかるのは、4月、5月以降になると思われますが、片づけだけは3月中にしたいというような方もおられますので、この3月補正予算、29年度予算で、一応、本当概算なんです。2,000万円の予算を上げまして、それを全額繰り越してやるというものでございまして、3月中の支出はないと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） そういたしますと、私のほうからは、8土木費、2道路橋梁費、道路新設改良単独事業費について説明をさせていただきます。1,300万円の繰り越しということでございますけれども、この内容につきましては、町道杉山線落石対策工事そして町道田丸横立線落石対策工事の2工事を含んでおるところでございます。

まず、杉山線落石工事でございますけれども、用地測量等が思った以上に時間がかかってしまったということでございまして、その内容につきましては、町内に在住しておらずに愛知県のほうに在住しているというところで、代理人の方を通じて土地の交渉等々を行ったわけでございます。そうしたところ、不測の時間がかかってしまったということで、当該の発注工事がおくれてしまったということであります。また、この工事も発注をしたわけでありまして、今回の雪等々に阻まれまして着工ができていないというところが、現実のところでございます。

それから田丸横立線の落石工事につきまして、これにつきましてもやはり、落石工事の用地測量に不測の時間がかかってしまったということであります。この分につきましては、用地立会をしていただく方が体調不良になりまして、長期入院をされたというところがございまして、これもやはり用地測量のほうに不測の時間がかかってしまったということでございまして、何とか測量のほうが終わりましたけれども、発注を試みましたが、やはり今回の雪というところで

現在も着工ができていないという状況でございます。

それから、次でございます。元町丸町線の改良工事でございます。これは、現在、七日市の町の中に、ちょうど町の中でございますけれども、色つきの薄層舗装、これは色によって歩車道分離をしていこうというものでございますけれども、吉賀橋から小学校に向いてのスクールゾーンまでのところ、国道タッチまでを工事をしていこうというものでございました。この工事、国のお金をいただいておりますけれども、下の段にございます夜打原相生線交通安全施設整備事業、この工事と絡んでまいります。この工事もうやはり、国のお金をいただいて工事をしております。この分につきましては、後ほど議案第9号でお諮りをさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、この工事、橋の工事でございます。夜打原相生線の交通安全施設工事でございますね。この工事については橋の工事でございます。橋の工事ということでありましたので、どうしても仮設工等にウエイトがよってまいりまして、場合によっては不測の金額も予想されるということも考えられました。我々としまして、この不測の金額につきまして、どうしても確保しておきたいというふうなそういう考え方もございまして、この工事の進捗をもって発注をしたいというふうに考えておりました。夜打原相生線の側道溝橋の工事もし不測の時間がかかってしまったという関係で、元町丸町線の舗装工事等が発注を見合わせておりましたけれども、なかなか発注できなかったと。こうして見ますと、年が明けまして雪等々で阻まれてしまった。薄層舗装ですので、どうしても水気等がありましたら工事がうまくできません。そういった関係で、この工事につきましては未契約といたしまして、新年度分で工事をして、新年度に繰り越したいというふうに考えておまして、現在のところまだ工事発注ができていないという状況でございます。

それから、その一番下でございます。先ほども、あわせてお話をさせていただきましたけれども、夜打原相生線交通安全施設整備事業でございます。この工事につきましては、現在、進捗等はだいぶ進んでおりますけれども、スタートのところで少し不測の時間がかかってしまったというところでございまして、どうしても年度内の完了を見ることができなくなったということで、今回繰り越しをお願いをしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） それでは最後、教育費のほうでございます。保健体育施設整備事業ということで、1億2,919万円の繰り越しでございます。これにつきましては、真田グラウンドの照明施設工事の工事請負費でございます。御承知のように平成29年度の当初予算におきまして、実施設計業務の委託料と、それから工事請負費を予算計上させていただきました。工事請負費のみの繰り越しでございますけれども、理由といたしましては大きく2点ございまして、

1つは照明灯を設置します柱の基礎をやるために地質調査が必要になったことが、1点。それから、建築確認が必要になったということでございます。既に補正で地質調査のほうの委託料も計上させていただいて終わっておるところでございます。当初、いわゆる六日市学園が建築されたころの地質調査のデータがございまして、これが利用できるだろうというところで、もくろんでおりましたけども、実際のところが、そのデータが実際の基礎の検討に入った段階でちょっと浅過ぎるデータだったので、もうちょっと深いところまで調査しないと基礎ができないという状況になりまして、それで地質調査を追加でやって、その後設計をしたということでございます。それと、照度等の検討をいたしまして、照明灯を設置する柱が今、記憶しとるんで19メートルぐらいの高さの柱を立てる必要があるということでございまして、15メートル以上になりますと建築確認が必要ということで聞いておるところでございます。その辺の手続等もございまして、そういった形になったと。

基礎につきましては杭基礎と、それから直接基礎の2種類を検討いたしました。いろんな状況がございまして、最終的には直接基礎を選定して設計をいたしました。全体の設計につきましては、既に2月末で完了しております。今後の予定につきましては、今月、今から指名審査会を実施をいたしまして、4月中には入札、そして入札後また議会で契約議決のほうをいただきたいというふうに計画しているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、繰越明許費の各課からの説明は終わりました。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ありがとうございます。障がい者総合支援センターの整備に関しまして、昨年3月のときの説明で基本設計ができれば議会に示したいという御答弁もいただいております。本定例会中で結構ですので、平面図を示していただきますようお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 課長のほうで準備できるそうですので、皆さんにまたお配りします。

ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 柿木地区の町営駐車場の整備事業ですけれども、これが全部で731万4,000円ということですけども、土地購入費も約2,800万円ほどございますが、土地の購入に対して手続がどこら辺までいつているのかという点について、わかればで、わからなければ次回で結構です。

○議長（安永 友行君） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二君） 登記手続に関しましては今、完了しております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） それと、農業復旧対策事業費、これは予算書のほうでも、予算の関係のほうで聞けばいいんですけども、これの、補助金の要綱の中を見ますと、認定農業者でありますとか集落営農組織等については、補助対象の３分の２を上限とする。そうでない一般の認定農業者でも何でもありません方については、補助対象事業費の３分の１を上限とするというふうに要綱のほうではなっておりますが、そのような形での補助となるというふうに聞いたらいいということか、御説明願います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。補助の対象になる方は今、議員が言われたとおりだというふうに思っておりますが、ただ、要綱をお持ちかどうか分かりませんが、各組織に加入されている方というような文言もございます、野菜ハウス、ある程度大きいものを持っておられる方につきましては、まず、この補助の対象になるんじゃないかなというふうに考えております。

それと、２点目に言われました、補助の中で町長が認めたものというもので、通常３分の２のところが３分の１といういわゆる半分しか補助が出ないというものですが、ここは県の補助要綱にない部分でございます、そういう方が出られたときには困られるので、吉賀町の場合には単独で３分の１は出しましょうということで要綱をつくっておるというものでございます。

○議長（安永 友行君） １１番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） ありがとうございます。町の場合、いろんな補助等について、例えば人・農地プランに挙げられた人の場合は、認定農業者と同じような取り扱いをするという面もございますが、県はそういうことには一切振り向かないという姿勢でいるのかという点について、わかればお願いします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。県の考え方につきましては、はっきり何とも私のほうから申し上げることはできないなと思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。３番、桜下議員。

○議員（３番 桜下 善博君） ２１ページにまたがるんですが、０２２の墨田区等交流事業費で、先ほど、墨田マルシェに参加しなかったために１１８万８,０００円の減ということですが、参加しなかったということはどういうことだったんですか。参加できなかったんでしょうか。どうなんでしょうか。ちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 墨田区等交流事業費１１８万８,０００円全額減額した理由でございますが、まず、この墨田区マルシェといいますのは、墨田区が町のにぎわいを取り戻すために

全国各地からよりすぐりといえますか、名品を持ち寄って出店、いわゆるバザーみたいな形でする事業でございます。年2回から4回程度開催されるんですが、確実に4回というのは決まっているものではございません。ことしも秋と、この3月に開催されまして、我々出店をお願い、誰かいないか声をかけるといいますか、いろいろ調整したところでございますが、一昨年は農業公社、やくろのほうから出ていただいたんですが、ことしに限って言いますと、タイミングが合わなかったっていうのと、物が集まる時期というのもございまして、なかなか調整がとれなくて、出す逸品がなかったということで、ことしは参加しておりません。できれば、交流事業でございますので、引き続き参加したいとは思いますが、募集の仕方等は考えながら声かけをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。質疑がないようですので、日程第11、議案第8号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）の質疑を保留をしておき、ここで休憩いたします。

午後2時00分休憩

.....

午後2時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開始します。

.....

日程第12、議案第9号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第9号請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 議案第9号請負契約の変更についてでございます。

下記工事について請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。

1、契約の目的、平成29年度相生橋側道橋架設（下部工A2橋台）工事。

2、契約の方法、当初一般競争入札による文書契約を締結しております。

3、契約工期、変更後、平成30年6月15日、変更前、平成30年3月16日ということで、工期延期を91日間するものでございます。

4、契約の相手方、島根県吉賀町七日市831番地、有限会社佐々木建設、代表取締役佐々木富隆。

詳細につきましては、所管をいたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、私のほうから議案第9号の詳細説明をさせていただきます。

参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

工事名、場所等々につきましては、先ほど町長が申し述べたとおりでございますので、変更理由につきまして私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

先ほど繰り越しのところでも若干触れさせていただきましたけれども、この工事につきましては、夜打原相生線側道橋架設工事、現在、橋台をつくっておるところでございます。左岸側の橋台をつくっているところでございます。

この工事につきましては、工期を平成30年の3月16日と決めておりました。そういったところが、当該工事箇所の周辺で島根県の発注工事であります主要地方道新南陽津和野線、柿木工区の防災安全交付金事業といたしまして歩道の新設及び拡幅工事が行われておりました。ここの工事につきましての資材置き場として現在、相生橋の橋台が座るところが、付近が使用されていたということでございました。

この県の工事につきましては、当初は7月の下旬で終了するということでしたので、町の工事には全く影響がないものと考えられておりましたけれども、県の工事が工期延期となった関係で資材置き場と、それから町が発注をいたしました工事との間での工事ができないという状況が発生をしてしまったわけでございます。

県との協議を重ねていきまして11月の上旬には資材置き場等変わっていただきまして、現在、能美電気さんがあったところ、あのあたりを使っただいて資材置き場とさせていただいておったところでございます。この間につきまして不測の事態が時間がかかってしまったということでありまして、3月16日に竣工することができず、お願いをしております30年の6月15日まで工期を91日間延期をしたいというものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者より提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 工期は6月15日までということですが、6月15日というと河川内の工事は、6月15日は禁止されとる期間じゃないですかね。ちょっと、そのあたりが心配なんです、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

河川に入れる期間は、今議員が申しましたとおり、5月の下旬までしか入れないというふうに考えておりますが、周辺等の片づけ等々含めまして6月の15日とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） しつこいほど確認しますが、ということは6月には河川内には入らないということによろしいですね。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） はい、そのとおりでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この中に影響がなかったということ書いてありますけど、その影響としては、この県工事が工期延長となったことという理由づけがしてありますけれど、この県工事が工期延長となったという原因理由はということなんですか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 県工事の延期の理由等々につきましては、現地の言ってみれば起工測量等々の相違等によりまして、現場とそれから業者等々の協議の時間がかかったということと、それから現場にはN T Tのケーブルが入っておるという関係がございまして、そのへんのところで立会等々、つまりは信号を建て直すという、そのために地下埋設物等の確認が必要だったということがあるようでございまして、そういったところで私が聞き及んでいるところでありますと不測の事態がかかってしまったというふうに県のほうからの言葉では聞いております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 資材置き場として使用されていたためにこういう事態になったということですが、11月にその資材置き場を変更するまでに資材置き場をその以前に場所を変えるということはできなかったのかどうかお聞きしときます。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） こちらとすれば、工事のほうは終わるだろうという、そういう甘い考えでございまして、ふたをあけてみるとなかなかそうもいかなかったということと、協議も簡単に整うだろうというふうには考えておった甘いところもあったんですけども、どうしてもやはり資材を動かすということになりますと、どうしても時間、それから労力等もかかってまいりますということでございまして、なかなか思うように協議が進まなかったということがございました。

言われるとおり、もう少し事前に状況等把握しながら動いていただけるような交渉をしていれば、このようなことにならなかったかなというところもございますけれども、実際のところ、そういった協議に時間がかかってしまったというところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 新南陽津和野線の工期は7月下旬ということがここに出てますが、この県工事の工期延長がなかった場合は、この7月下旬で、工期が守られていたと解釈してよろしいんですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） はい、そのとおりでございます。できていたと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第12、議案第9号請負契約の変更についての質疑は保留しておきます。

日程第13. 議案第10号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第10号平栃の滝森林公園条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第10号平栃の滝森林公園条例の制定についてでございます。

平栃の滝森林公園条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管をいたします建設水道課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からよりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第10号平栃の滝森林公園条例の制定について詳細説明をさせていただきたいと思います。

ページを1ページお進みいただきたいと思います。

まず、この平栃の滝森林公園でございますけれども、皆様も御存じのとおり既に公園として機能しておるところでございます。これにつきましては、平成9年から平成11年にかけて林道平栃線というのを開設いたしました。旧柿木時代の話でございます。その後、そこから森林公園と

して開設をし、ちょっと詳しい資料がございませんですけども、平成13年のころにはもう既に公園としてあったのではないかというふうに考えております。その間にこの条例が整理をされておりました。大変申しわけございませんでした。

今回、そうした関係でございまして、改めて平栃の滝森林公園条例を制定をさせていただきたいということでございましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、条例につきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、第1条、設置でございまして。町民が森林とふれあい自然を観察し、森林に対する理解を深めるとともに、町民の健康の増進、森林の育成及び地域社会の振興に資するため、平栃の滝森林公園（以下、公園と言う）を設置する。

第2条、名称及び位置でございまして。公園の名称及び位置は、次のとおりでございまして。名称は、平栃の滝森林公園、位置は、吉賀町柿木村下須1330番地6でございまして。

第3条、施設でございまして。公園に次に掲げる施設を設置する。（1）遊歩道、（2）四阿、（3）便所棟、（4）駐車場でございまして。

第4条、管理及び運営でございまして。公園の管理及び運営は、町長が行う。

第5条、使用料でございまして。公園の使用料は徴収しない。

第6条、委任でございまして。この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則、この条件、条例は平成30年4月1日から施行する。

以上、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） これは、私一遍行ってみたことがあるんだけど、公園の範囲はどのぐらいするん。要するに今ちょっと下に滝の下にちょっと広いところがあるね、あそこだけ。遊歩道、かなり広い範囲を大体聞いてもわからんかもわからんけど、あの下に行っただけで、どこか遊歩道ちゅうんですか、あの周りを回るような道があるの、今からつくるん。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 御説明をいたします。

公園は滝がございましてけれども、滝の上にもございまして、谷をずっと上がって行く形状になっておりまして、その間に6つ、7つぐらいの滝がございまして。それを1つずつ巡って行くというふうな道になっておりまして、今、既に整備をされております。ただ、しかしながら、今回30年度でまた予算もあげさせていただきますけれども、平成27年から落石等の関係がございまして、今通行止めにさせていただいております。どうしても、車ではなく人が歩く遊歩道でございまして、小さな石が1つ落ちてなかなか危険であるということなんですけども、現場は

岩盤の山腹でございまして、それがどうしても大きな岩盤から小さな岩盤までいろいろございまして、そのへんを少額、少額を使いながら補修はしてきたんですけれども、やはりなかなか全体を工事していかないと無理だろうということになりまして、そのへんのところがまだ方向性として出てないということで、２７年から現在に至るまでも通行止めにさせていただいておるという状況でございます。

この状況、何とか地元資源でもありますし、観光資源でもありますし、何とか活用したいということで、これまで地元と協議を重ねてまいりました。一定程度の打開策といいたしめようか、そういう部分もできましたので、今回３０年度予算のほうに盛り込ませていただいて遊歩道を再度整備をさせていただきたい、というお願いをさせていただいておるところでございます。

どちらにしましても、遊歩道は繰り返して申しわけございませんけど、滝をずっと巡って行くという、そういう内容でございまして、真中に平栃の滝という大きな１０メートルクラスの滝がどんと落ちてる。その上からもずっと上がれるようにはなっておりますけれども、そのへんも今はちょっと通行止めにしているという状況でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） １番、松蔭議員。

○議員（１番 松蔭 茂君） はい、わかりましたが、今通行止め、下からずっと通行止めなんでしょう。その遊歩道、要するに滝に行くまでね、それで滝というのはちょっと珍しいから、私も一遍見に行っただけなんですけど、これ今から要するに春観光シーズンというほどではないかもわからんけど、恐らく皆さんも行けると思うのですが、その整備というのはいつごろ、まあ予算をつけてでしょうけど、おおよそのくらいで整備される予定かをお聞きます。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） こちらの考えといたしましては、まあ単年度で整備をしたいというふうに考えておりますけれども、今考えておりますのは平栃の滝の半分、今の大きな滝があるところまでを道をつけかえをさせていただきたい、ということで提案をさせていただきたいというふうに考えております。（「時期」と呼ぶ者あり）時期的には３０年度を考えております。

（「１年で」と呼ぶ者あり）はい、１年。時期的なものを月を削っていきますと、なかなか難しいところもありますけれども、１年の工事として施工したいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ５番、中田議員。

○議員（５番 中田 元君） この滝、昨年、陳情が出ておりました、整備ということです。その折に、これ平栃の滝、今、私らも経済委員会で調べていないのは悪かったかと思うんですが、実際に昨年、経済委員会のほうで可決しとるわけですが、整備ということで。それは私ども、吉賀町の管理する公園としてを前提としたものを可決しとるわけですが、で、今見ると何でもないと

いうことは、あそこは民地じゃないかと思うんですが、そこを委員会、ここの本会議でも可決しちよるわけですが、その辺のところの関係というのは、それが可決したからこういうことがわかってきたちゅうことになる、その前提が崩れるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 実際の場所は国有林でございまして、国有林から借地をしているという状況でございます。で、今の話でございますが、もともと吉賀町よりも前の旧柿木村のほうでずっと管理をし、公園を開設をしてきたという経過がございまして、それをいわば公然の事実として、ずっと管理をしてきたというものでございました。今回、補修をしていかなければならないというところで、実際のところ条例がないというのは気づいたわけではありますがけれども、それは予算編成時期のころに、正直なところ、気がつきまして、整備するに当たっては条例がないねという話になりまして。先ほどもおわびをさせていただきましたけれども、そういった関係で、ちょっとわかったというところでございまして。これまで、柿木村、そして吉賀町でもずっと管理をしてきたという現状はございまして、それについては、今後も変わらないというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 課長の苦しい答弁と思うんですが、平成9年から11年も柿木のほうからやっておられるということも、最初の質問でありましたけれど。実際、今、裁判もやっているところでも時効というのがありますんで、なかなか問い詰めるちゅうのもおかしいですが。私も議会でも採択をしたり、委員会のほうでも調査にも行ったりして。そこはもうあれですか、町のものと認定しちよるという、町のほうが。そういうあれでいいんですかいね、課長の考えからいくと有効ということになるわけですかいね、陳情に対する事項は。わからんことを言うんかしれませんが……。わからんかいね。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど早川課長、申し上げましたように、実態とすれば吉賀町もそうですし、合併前の旧柿木村もそうだと思いますが、当然、自治体の公園として管理をしておったということには変わりはありません。

ただ、これから遊歩道等の整備をするに当たって事務的なところを調べておったところが、条例の整備がしていなかったとこういってございしますので、それを――後追いになりますけど――公園の条例として、今回、制定をさせていただきたいということでございます。管理実態とか、公園として今まではどうだったんだろうかという御指摘だろうと思いますが、そのところは御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） 今回、平栃の滝森林公園条例ということ制定するということなんですが、また別件でも出ると思いますが、蔵木のグラウンドゴルフ場の設置条例を、今度、大野原ができるからということで、1 つに教育委員会のほうでは条例をするというようなことがありますけども、それとは別にまた大野原運動公園の条例もあります。ということで、この際、町が管理する公園とかそういうものについて、一本化した条例にはならないものでしょうか。そのあたりをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 明快な回答になるかどうかはあれなんですけれども、確かに公園と呼ばれるものが幾つかございます。ただ、その公園につきましては、そもそもその設置目的であったり、そしてその公園の設備内容、施設、そうしたものの、そしてさらには、その利用される利用の実態、さまざまあるかと思います。

現時点におきましては、それを一まとめにするということには、なかなか難しいのかなと思います。それを一まとめにして、例えば1 つの条例の中で書きあらわすということになりますと、相当なボリュームであったり、内容が複雑になったりするというようなそういうこともございますので、現時点においては、まとめるのは難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） 言うたけえあれじゃないんですが、そういうことをまとめてやるのが行政の仕事じゃないんですか。町民が、はっきり言ってどういう条例があるかもわからないような状態の中で、1 つの公園条例なら公園条例、その中にこういう公園があると。この公園についてはこういうことをする、この公園についてはこうするというようなことを、きちんと整理してやっていくのが行政の仕事じゃないかと思っておりますが、たとえ時間がかかろうと、この1 年やれば十分できるんじゃないでしょうか。お尋ねします。（発言する者あり）

○議員（11 番 藤升 正夫君） 関連です。

○議長（安永 友行君） 11 番、藤升議員。

○議員（11 番 藤升 正夫君） 関連でお聞きをいたします。

地方自治法の第10章に公の施設というのがありまして、第244条からあります。で、それぞれの施設の——先ほど課長の答弁もありましたように——目的でありますとか、その効果、それから管理の基準、それぞれ違いがあるというところからすると、今、6 番議員からありましたようなことも本当に効果があるかどうかという点で考えますと、事務量をそれだけふやすよりは、類似するところは1 つにするということはあるけれども、公園だから公園を全体を1 つにするという

点になりますと、管理の仕方が、現在ある施設の中でも異なっているというところもありますので、あえて1つにするということが効果のあるものではないというふうな点も考慮されることが必要かというふうにも思いますが、あわせて答弁を願います。

○議長（安永 友行君） 6番議員と11番議員が言われたことを中心に答弁してください。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 6番議員がおっしゃられたこと、その意味合いにつきましては十分理解しているつもりでございます。それから、11番議員がおっしゃられたことにつきましても、同様にまた理解をするものでございます。

後ほど議案として提案させていただきますけれども、今回、グラウンドゴルフに関しまして、若干この条例改正をさせてもらおうというふうなそういうものもございます。中に、施設によっては1つにまとめるというような、そういう考え方も全くしないわけではございませんで、実際に、実態に即しながら、最終的には住民の皆さんがわかりやすく、そして利用しやすく、そうした必要性があれば、決して1つにまとめないということではございません。必要に応じてそうした作業が必要となれば、私ども行政としてもやっていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。——ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第13、議案第10号平柝の滝森林公園条例の制定についての質疑を保留して、次に進みます。

日程第14. 議案第17号

日程第15. 議案第11号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第17号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について及び日程第15、議案第11号蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例の制定についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2つの議案、関連がございますので一括で上程をさせていただきたいと思います。日程の順で上程をさせていただきたいと思います。

まず、議案第17号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について。

吉賀町立学校設置条例（平成17年吉賀町条例第78号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第11号蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例の制定について。

蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

関連がございますので、この2件につきましては教育長のほうから詳細説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 議員の皆さん、議案の11号と17号と離れておるので、議案の間がほかの議案が入っておりますので、11号と17号を出すようにしてください。間が5議案ありますので、両方を分けて見てください。

それでは、青木教育長。

○教育長（青木 一富君） それでは、議案第17号の詳細説明を行います。

まず、皆様のお手元にあります町議会定例会参考資料25ページをお開きください。前回の全員協議会でも御説明を申し上げました蔵木中学校と六日市中学校の両校統合計画につきまして、2月25日に開催をしました全町を対象とした統合説明会におきまして、同計画の了承をいただいたところです。このたび、吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例を提出させていただきたいと思います。

参考資料に、ごらんになっていただきますとわかりますように、今回の改正は新旧対照表にありますように、改正で、蔵木中学校名と所在地の吉賀町蔵木54番地、この字句を削るというものでございます。附則で、施行は平成31年4月1日からとさせていただきたいと思います。

次に、議案第11号の詳細説明を行います。

先ほど申しましたように、31年4月1日に予定をしております蔵木中学校と六日市中学校の統合対策の一環としまして、統合前の平成30年度中は統合準備期間としまして、統合に関するもろもろの課題を協議する場ということで蔵木中・六日市中統合準備委員会を設置して、その対応に当たるという計画を町民の皆様にお示しして、住民説明会で了承をいただいております。つきましては、このたび、その準備委員会の設置条例を提出したいということでございます。

それでは、主だった条文だけを御説明します。

蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例。まず、第1条の設置ですが、蔵木中・六日市中の統合に関する諸課題を協議することを目的として、当委員会を設置するものです。そして、第1条の2で、この委員会の設置期間は統合準備が終了する日までとしております。

次に、第2条の所掌事務ですが、（1）校訓、校歌及び校章に関すること、以下（2）から（3）（4）と行きまして（9）まで、こういうふうな項目を準備委員会のほうで協議をしたいと思います。新しい六日市中学校となるために、その運営に必要な項目と思われることは、全てこの準備委員会のほうで検討してまいりたいと思っております。

次に、第3条、組織構成ですが、蔵木・六日市、各自治会から各1名、蔵木小中・六日市小中の保護者代表を各学校ごとに1名、同じく蔵木・六日市各小中学校の代表者を学校ごとに1名、それと教育委員会が認める者として2名以内。この教育委員会が必要と認める者というのは、現在は事務局の職員を予定しております。合計12名で統合準備委員会は構成をしたいと思っております。

以下、4条から9条及び附則につきましては、他の同類の委員会条例とほぼ同様でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 蔵木中学校と六日市中学校を統合するということで進めるということはわかりましたが、議案17号で来年の4月1日から施行するという条例を、なぜ1年以上も前に変更しなくちゃいけないのか。今、変更しておかないと、何か、この統合に関しての事務が支障となるのかどうかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） お答えいたします。来年4月1日の施行を、なぜ今議会にかけるかということでございますが、先ほど御説明を申し上げましたように、30年度、1年間をかけまして、統合準備ということで期間を設けたいということでございます。なので、統合するという見込みをつけて、そしてその統合準備に入りたいというふうな思いからでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 濟いませぬ。もう少し詳しい説明をさせていただきますと、確かに6番議員おっしゃられるとおり、1年も前に、何でこの条例を出さないけんかというふうに思われると思います。これまで約2年間ぐらい、この統合の関係でお話し合いをさせていただきましたけれども、その中でもいろいろと出てきたんですけども、やはり保護者の皆さんが、1年間の間に思い出づくりをしたい、保護者の皆さんに限らず地域の皆さんもそうだと思うんですけども、そういった意向がもともとありました。それで、統合を決めて、それから1年間を思い出づくりに使いたいという中で、要するに最後の入学式、最後の運動会、最後の卒業式という感覚をもって1年間を過ごすんだと、そういう行事をこなしていくんだという思いがありまして、これは蔵木のほうの方の思いなんですけども、そういった思いがあって、そういう要望も出されたという経過があって、今の時期の条例提案となったということです。要するに、この1年間でいろんな準備をしたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 5 番、中田議員。

○議員（5 番 中田 元君） 大多和議員の補足というか、私もちょっとわからんところがあるんですが、今の準備委員会の設置条例というのは私は別にできてもいいと思うんです。合併するための準備委員会。

だが、今言う設置条例、その辺のことが、結局、今次長や教育長さんが言われるように住民の方も賛成されたと、その話はわかつとるんですが、最終的に議会の承認とかいろいろ手続がない時点で、これを先にやるちゅうのはどうなのかなちゅうのが、ちょっとわからんところがあるんですが、その辺はどういう解釈になるんですか。新聞紙上見ても、もう合併じゃと決まっちゃうような書き方になつとりますが、統合とかいうて新聞にも載つとるわけですが。まだ準備委員会ということなんで、あれじゃないですかいね。私はそういう解釈でおるから、今のような設置条例ちゅうのが——別に反対しとるわけじゃないですよ——順序としてそうじゃなかろうかという気持ちがあるんです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 5 番、6 番議員のお気持ちは届いておりますけど、逆のことを考えていただくと、議案第 11 号で今上程をさせていただきました準備委員会の設置条例を可決をしていただいて、30 年度 1 年間かけて準備をいたしました。ところが、最終盤で設置条例を出したときに否決されたらどうなるんです。

ですから、統合の準備委員会を稼働していくためには、まず来年の 31 年の 4 月に六日市中学校として新たに新しいものができるという前提のお墨つきをいただかないと、我々行政としては仕事ができないわけです。そのところを御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 今、中田議員から新聞報道のことがございましたけど、新聞報道は、確かにタイトルは「統合決定」というふうな書き方をしとりますが、記事の中身におきましては、「そういう方針である」というふうな記事が書かれております。確かにタイトルだけ見ると統合が決まったような気がいたしますけど、新聞報道にも誤りがあると言ってはなんかもかもしれませんが、正しいことは伝えていないと思っております。（発言する者あり）

あくまでも、私どもは、統合の決定はこの議会で決定されるということを地区説明会でも申ししております。地区説明会に出たときに教育委員会が統合を決定したということを言われましたけど、私どもは統合は決定しておりません。統合を決定されるのは吉賀町議会でございます。そういう、今まで認識で取り組んでおります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（８番 大庭 澄人君） 来年４月に新しい学校ちゅう名目で統合ちゅうのを予定してると思うんですけど、その新しい学校ちゅうのの名前が六日市中学校という、今までの既存の名前をそのままつこうとるんですけど、その辺の、六日市中学校という名前になった検討委員会の経緯といえますか、お話の内容ちゅうのをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 検討委員会のほうで、名称とか校訓とか校歌の議論をしてきました。この検討委員会の中ではその辺がやっぱり一番、名称と位置ですね、これが一番だったと思いますんで、一番最初に議論されたと思います。

それで、なった経過といえますか、それは検討委員会で、これを多数決で決めていたかという、そうではありません。全て、検討委員会の報告があった内容については多数決とかはとってなくて、全会一致というふうな認識で私は聞いておりました。

それで、いろんな議論はあったんですけども、六日市から出ておられる委員さん方は、とにかく六日市の名称と位置は譲れないような感じの言い方をされとったんじゃないかというふうに思います。その位置とか名称だけに限らず、ほかのいろんな要素をいろいろ話す中で、お互いがお互いを譲歩しながら決めていかれたと思います。

それで、恐らく、はっきりこういう理由で六日市中学校になったというのではないと思うんですけども、そういったいろんな要素を話し合う中で、お互いがお互いの立場を考えながら話した中で、最終的に六日市で六日市中学校だということに落ち着いたということだろうと思います。釈然とした、じゃあ何で六日市なんかという理由というのは、説明するのがちょっと難しいと思います。

○議長（安永 友行君） ８番、大庭議員。

○議員（８番 大庭 澄人君） 保護者の方の要望で、今回、統合の話が出てきたと思うんですけど。保護者の最初の話では、一刻も早く統合してくれと、小さい人数で授業するのは子どもにとってよくないからという、そういう内容で出て、今回は、先ほどの御答弁の中で町長、言われたのは、要は思い出づくり——町長じゃない、教育次長ですか——思い出をつくりたいから１年延ばすとか、何かちょっと矛盾したような感じもしたんですけどね。

それで蔵木の保護者の方は、とにかく早く統合してほしいから、本当は新しい名称あるいは校歌とか、位置も含めて検討したいんだけど、六日市に統合してほしいばかりに、大いに妥協をしているんじゃないかちゅうようなあれを感じるんですいね。その辺はどうなんですかいね、ちょっと……。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 検討委員会の雰囲気は、もう何回もいろんなところで申し上げまし

た。全協でも申し上げましたし、この間の説明会でも私申し上げました。そういう雰囲気はないと思います。

いろんな項目がありますんで、それぞれの項目とか全体的なところで考えて、結構時間もかかりましたけども、皆さんがそれぞれにお互いを思いやる中で決められたというふうに思っていますんで、先ほども言いましたけども、出席された委員さん、全会一致で全部決められております。だから、そういう雰囲気の中で無理やりそういうふうになったとか、多数決をとって数が拮抗した中で決まったとか、そういう雰囲気は全くありません、ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 今の御質問について、私からも一言お話ししておきます。

今回、両校の統合につきまして、蔵木地区の方は大変な覚悟をされたとは思っております。蔵木のシンボルである蔵木中学校がなくなってしまう。それを六日市と一緒に統合するということは、これは蔵木地区の皆さんの覚悟にほかならないと思っております。覚悟がある以上、その反面、新しい中学校に対する大きな期待感も持っておると思います。私どもは、その新しい新生六日市中学校が皆さんの期待に外れることのないよう、たがうことのないように誠心誠意努めていきたいということで、地元説明会でもお話をさせていただきました。そして、皆様の御了承をいただいたとは思っております。

今回は、とにかく統合につきましては、皆様方の覚悟ということ、私は強く強く感じております。そのことをお伝えしておきたいと思います。決して妥協などではないと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 蒸し返しにならんように。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 濟いません、よくわかりました。

それで、この準備委員会の委員で自治会代表というのがあるんですけど——どういったらわかってもらえるか、わからんですけど——保護者代表はたくさんおって、自治会代表ちゅうんが1人ですかいね、そういったあれになつとるので、自治会としても、今言われたような地域住民も、本当に子どものことを思い、覚悟せざるを得んじゃろうちゅうこともあるので、やはり蔵木中学校の歴史とかあいつたものも含めて、いろんな意見を持って、準備委員に、検討会メンバーに1人——あんまりふやすのも難しいとは言われるでしょうが——教育委員会が認める人員という中に2人おるんですけど、それを1人減らして、蔵木のほうから1人ふやすとか、そういったあれはできないですかいね、どうですかいね。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 私どもとしましては、一応、蔵木・六日市自治会はそれぞれ1人でお

願いたいと思っております。その理由といたしまして、蔵木小中の保護者から2人出てまいります。おおよそ保護者の方は蔵木の住民だと思われます。そうなりますと、蔵木の代表3人出ていただくことになります。保護者だからといって地区のことを考えない、そういうふうな方はおられないと思います。蔵木地区全体を俯瞰して見られる、そういう方が委員として出てこれると、そのように私は期待しておりますし、信じております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） まず、検討委員会の方の結論が出ましたので、それを尊重したいと思います。それは大変な御苦労だったと思いますけど、それはそれとして、私の持論としては、今、一番——今でなくても、昔からなんですけど、行政の根幹はやはり住民自治だと考えておりますので、この件に関して教育委員会が、その統合という条件は避けられないということで検討委員会を設置したということは、今もって私は、少し教育委員会も反省していただかなければならない。教育委員会の意見は意見として持っておられて結構ですが、住民は住民で、計画はこういう計画を持つとるけど、住民は、最初から統合がやむなきなら統合も含めて検討してくださいという投げかけをする、それが行政のやり方だと思っていますので、そういうことに関しては、私は非常に憤りも感じていますし、反対をするところですが、こうして検討委員会の方々が、本当に時間を割いて、真摯に結論を出していただいたということですので、それはそれとして尊重していきたいと思っております。それはいいんですけど、質問に入ります。済みません。

統合の準備委員会設置条例の中で地域の人とか学校関係は入っとるわけですけど、この中で、やはり自分たちの学校をつくっていくのは、それは大人かも知れませんが、中学1・2・3年となりますと、もう立派な大人ですし、むしろ、今はデジタル社会の中で、我々よりは違う、すごいまちづくりなり、地域づくりなり、いろいろな面で思いを持っている子どもたちだと思いますので、この中に子どもたちも含めるということがぜひ必要ではないかと思いますが、条例の中には入っていませんけど、子どもたちの意見というのをどのように取り入れていくのか。委員にならなくても、どのように取り入れていくのかということをお聞きしたいと思います。

それと、検討委員会の中で部活のこととかは出ていましたけど、学力の向上とかそういうことは出ていませんけど、この準備委員会の中で、そういうことも話合われていくのかということもお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） お答えします。

まず、この準備委員の中に子どもたちを、生徒を入れることができないかということでございますが、それはちょっと現実的に準備委員の中に入れるのは不可能ではないかなというふうに思

っております。毎月毎月、今からこの会議が回数がかなり開催されると思いますし、その時間子どもたちを拘束するのは、夜間に及ぶ会議もありますし、いかがなものかという気がいたしております。

しかし、議員おっしゃるように、子どもの意見を学校づくりに反映するということが、これは大変大切なことだと思います。ですので、私どもが今イメージしておりますのは、生徒会いわゆる通常の生徒会、その中におきまして両校の子どもたちで学校の運営といいますか、学校運営について話す機会を持ってもらいたいと、そういうふうな方向づけができるような準備委員会の審議のあり方ということ、私どもは今思っております。具体的な組織どうのこうのじゃなくて、子どもたちの意見が反映できるような学校づくりを、そういうふうなものを我々大人がつくっていくべきじゃないかと思っております。

それと後段の統合準備委員会の空気につきましては、私が参加しておりませんので、次長のほうから申し上げます。（発言する者あり）

○議員（１０番 庭田 英明君） 空気なんかは質問していません。そういうことは御答弁受けません。

それと、ただいま教育長の答弁がありましたけど、前段の委員会に入れるのは無理だということとは私もここで申し上げたわけでごさいます、委員会に入れるとか入れんとかじゃなくて、議事録を開いてみたら間違いじゃないかと思うんですけど、今、教育長が言われましたように、最後の部分ですよね、生徒会にこういうことを投げかけるとかそういうことを、どういうふう子子どもたちを参加させるつもりなのかということをお聞きしたいんですけど、お願いします。答えはほとんどいただきましたので。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 済みません。失礼しました。私ちょっと今、思い込みで聞いておりまして、失礼しました。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 済みません。学力向上についての御質問、お答えが抜けておったようです。

学校の目的は、私は３つあると思います。まず、第一に学力向上、そして体力をつけるということ、そして、３つ目が社会性をつける。これが中学校における３つの目的、一番大切な目的だと思います。

確かに吉賀町の子どもたちの学力は県下平均から見ますと、若干下位のほうにいるというふうな状況でございます。現在、学力向上につきまして、教育委員会の中ではプロジェクトチームをつくりまして取り組んでおります。取り組んでおりますが、一朝一夕にその成果が出てくるもの

ではございません。日々、関係者一同、学力向上ということを目指して取り組んでおります。いましばらくお待ちいただけたらなというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 教育長、いましばらくじゃなくて、この検討委員会の結論としては、今のスクールバスのこととか、部活に関するようなことが出ていましたけど、この検討委員会の中では、学力に関するようなことはどのような方向づけで話し合われていかれるのかという、もし、いやいやそれはその後の学校に任すんだよというような意見でも何でもいいんですけど、この準備委員会の中でそういう学力のことも話し合われるのかという、そういう委員会なのかということをお聞きしとるわけです。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 統合準備委員会の中で、学力に関する所掌事務がないんじゃないかという御質問で理解させていただきます。

学力につきまして、いわゆる目標がないといけないわけなんですけど、その目標につきましては、教育振興計画のほうで総体的な目標というものを定めております。

まず、県学力平均に近づけることということ、これがまず吉賀町教育委員会としての一つの至上命令でございます。そういうふうな大きな目的がある以上、この統合準備委員会のほうでは、内容的には少々不似合いといいますか、そぐわないのではないかなというふうなことで、学力というふうな観点、統合準備委員会のほうからは外させてもらっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。（「議長、済みません」と呼ぶ者あり）8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 別の質問ですけど、よろしいです。

○議長（安永 友行君） いいですよ。

○議員（8番 大庭 澄人君） 通学路に関する質問なんですけど、質問というか質疑なんですけど、通学路に関するのを教育のあれで話し合いできるんか、道路のあれですので、首長部局のほうに移るんじゃないのかなと思ったりするんですが、その辺はどういうふうに調整されるんですかいね。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 通学路といいますか、通学に関することで検討委員会でも話がされました。当然、教育委員会としても、スクールバスを出すという前提で話を進めていくことが一つと、それから特に蔵木地区の保護者の皆さんが言われたのは、自転車通学もできるようなこと

も考えてほしいということがありました。当然、自転車通学をするということになると、今使っている通学路については、これまでもいろいろと御要望とかあって、修繕とかやってきていると思うんですけども、新たに六日市へ通うために出てくる部分でいう通学路も出てくると思うんです。当然、六日市校区と蔵木校区の境目あたりってというのは、通学路じゃなかった部分があると思うんで、そういった部分についてやっぱりいろんな要望とか、問題のある箇所とか出てくるだろうという話がありました。

あくまでも教育委員会が道路を直すわけにはいきませんので、道路はやっぱり道路管理者のほうへお願いするしかないという話の中で、そういう要望をこの1年の中でもそうだと思うんですけども、これから将来に向けてもそういう通学路の点検とか、状況を見て要望をつくって要望していこうという話は出ておりますし、当然それをしなければならないというふうに思っています。それと、参考までに申し上げますけども、町内の小中学校の通学路に関しましては、毎年、教育委員会のほうで呼びかけをしております、当然、道路管理者である津和野土木事業所、建設水道課、それから津和野警察署、それから各学校のPTAの会長、それから学校長、それから教育委員会の担当、総務課の担当で年に1回集まって、各学校ごとに要望が出たところを現地で検討して、どういう対策を講じるかというようなことをやっております。これ毎年、実施をしております。

全ての学校から要望が出るということでもありませんけども、要望が出た学校については、こういったメンバーで集まって、現地を確認して、じゃあ県道・国道なら、県がどういうふうな対策をする、いつまでにする、町道なら、建設水道課がどういう対応をいつまでにするということを、そこで決定してその方向で修繕とか対応を進めておるところでございます。

当然そういった道路だけに限らず、そこを通る子どもたちのほうにも、こういった通り方をしてほしいとかそういう要望もありますんで、当然保護者とか学校に対しての要望も出るわけですけども、通学路に関して言えばそういう対応をしております。特に、今回の統合に関して言えば、先ほど言いましたように、そういった問題がある箇所があれば要望を出していこうという話はしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 質疑はないこともないかもしれませんが、日程第14、議案第17号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について及び日程第15、議案第11号蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後3時24分休憩

.....

午後 3 時 36 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開催いたします。

日程第 16、議案第 12 号

○議長（安永 友行君） 日程第 16、議案第 12 号吉賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第 12 号吉賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてでございます。

吉賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成 30 年 3 月 5 日提出、吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、保健福祉課長のほうから説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第 12 号の詳細説明をさせていただきます。

議案書をお開きをいただきたいと思います。このたびの条例の新規制定でございますけれども、上位法の改正によりまして介護保険法が改正されました。このことによりまして、現在、島根県が持っております指定居宅介護支援事業所の指定等の事務の権限が、町のほうに権限移譲されてまいります。このため、この基準等について町条例で定める必要が生じたので、提案をさせていただきます。

現在、この条例の対象となります事業所といたしましては、社協にございます吉賀町ケアマネセンター、それと六日市病院に居宅介護支援事業所がございますので、今のところ町内にはこの 2 カ所が該当になるものでございます。

条例の第 1 章のところでは、この条例の趣旨と基本方針等を規定をしてございます。以下、ポイントを絞って内容のほうを説明をさせていただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、第 2 章のところでは今回の人員に関する基準等を第 3 条のところから載せさせていただいております。今回のこの居宅介護支援事業所につきましては、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーを常勤で置かなければならないということで、その配置に関する基準は、利用者の方の 35 人に対して 1 名ずつの介護支援専門員を配置をしていくというものとなっております。また、第 4 条のところでは、本事業所の管理者に関する規定ということで、管理者につきましては、2 項のところでは、主任介護支援専門員でなければならないというよ

うな規定をしております。

それから、順次いきまして、第5条のところにつきましては、介護支援に係る内容や手続の説明、同意等について必要な規定を定めておるところでございます。

2枚めくっていただきまして、第9条のところでございます。こちらのところでは、介護保険の要介護認定の申請等々について必要な援助、事業所が行う必要な援助等について規定をされておるところでございます。

それから、めくっていただきまして、指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針といったところにつきましては、第14条のところから載せさせていただいておりますので、お読み取りをいただきたいというふうに思います。

それから、第19条の部分につきましては、事業所の運営の規定を載せさせていただいておりますので、こちらのほうも申しわけございません、お読み取りをいただけたらというふうに思っております。

それから、続きまして、第24条のところにつきましては、秘密の保持ということで、事業所の介護支援専門員やその他の従業者については、その業務で知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならないという秘密保持の規定を設けてございます。

それから、続きまして、その次のページの第26条においては、公正なサービス等々を提供するという視点から、サービス事業者からの利益の收受等を禁止する規定が盛り込まれております。

そして、第27条のところでは、さまざまな苦情処理における対応方法、それから経理区分を明確にするために、第29条のところにおきましては、会計を区分して管理をしなければならないといったようなところを規定をしております。

そして、第30条のところでございますけれども、記録の整備ということで、利用者の方のサービスの記録等々の部分につきましては、利用者の方の必要なサービスが完結してから、2年間保存をしなければならないというような形の規定を設けさせていただいております。

そういったところで、今回、この条例を整備させていただきまして、平成30年4月1日から町におきまして、この基準に基づく事業者に対する指定でありますとか、指導、監査等々を実施をしていくこととなっております。そのことを附則のほうにうたっております。また、2条におきましては、現行ございます施設には該当がございませんが、新規で施設を設ける場合の管理者設置に係る、先ほど申しました主任介護支援専門員の資格、こちらに関する経過措置の規定を載せさせていただいております。

以上が、今回の詳細説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。1番、松蔭議員。

○議員（１番 松蔭 茂君） 質疑じゃないんじゃないけど、わしのないんよ。（「何がないんか」と呼ぶ者あり）紙資料２７条までしかないからよくわからない。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） ちょっと休憩して、確認してないようでしたらどこかで準備します。休憩します。

午後３時４３分休憩

.....

午後３時４５分再開

○議長（安永 友行君） 整ったようですので、休憩前に引き続き、会議を再開します。よろしくをお願いします。

ありませんか。５番、中田議員。

○議員（５番 中田 元君） ３条ですが、県から町に移譲されたということですが、多分中身は変わってはおらんと思うんですが、介護支援員の数、利用者の数が３５に１人というところがありますが、これは今までと基準というのは変わってはおらないということですか。どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

介護支援専門員が担当できる人数につきましては、たしか平成１２年、制度発足当初は１人につき５０名まで担当ができるという形となっておりました。その後、法改正等々によりまして、現在、平成３０年のところからは３５名という形で、年数の経過とともに、１人の介護支援専門員が担当できる人数というのは少なくなってきているというところでございます。現在は３５名ということでございます。

○議長（安永 友行君） ５番、中田議員。

○議員（５番 中田 元君） ということは、社協のほうは、このケアマネセンターの職員をふやさんといけないということですね。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 現在の利用者を３５名で割って、その割った人数が足らなければ、今確保できていなければ、その部分、介護支援事業所としては配置をしていかなければならないということですが、現在４名の配置がございまして、１４０名までは利用者へのサービス提供が可能というふうに考えております。

○議長（安永 友行君） １１番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） 現在この事業者の指定を受けているのは、先ほど説明があったとこだと思いますが、今度からは町が指定をするということになるんですけども、それは改めて

何日付で行うとか、そういう形はあるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 現在の指定を受けている事業者が、また後に再度指定をする必要があるかという御質問でございましょうか。（「質問をちゃんとします」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 済みません。今、県の指定を受けています。今度町がその指定をすることになるということで、改めて町が指定をし直すのか、そのときに何日付になるのかということが決まっているかということです。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 現在、指定を受けておられます事業所については、引き続きそのまま事業所として業務に従事をしていただきますので、町として改めて指定を行うということはないと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 改めて行うことはないということです。それから、記録の整備について第31条のほうで説明がされております。今の介護保険の中では町が事業をやる、いわゆる総合事業に当たる部分ですけども、この関係で言いますと、介護報酬の過払いの返還請求権が地方自治法で5年とされているというふうにもお聞きをしておりますが、そこからすると、居宅サービス計画など記録の保存期間を5年とするのが妥当ではないかというふうに考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えいたします。

御指摘のとおり、地方自治法に基づきまして返還請求等々の実効期限5年ということで、今回、記録の整備が2年ということで、その間をどのようにするかといったところから、5年にというような御質問ではないかというふうに思います。

今回の基準となっておりますのが厚生労働省が定めた省令、こちらのほうに2年という形で規定がされております。厚生労働省のほうからも、ただいま議員が質問されたような部分での助言といいますか、文書のほう平成27年に出ておるといったところも承知をしておるところでございしますが、これまでの県の条例をベースとしておりますので、県においても、この部分の規定については2年という形で、毎年事業者に対する指導、監査等々実施していく中で、不適切な報酬等々があれば、返還等の手続を行っていたというような形で取り組んでおりますし、他の自治体においても、島根県内においては2年という規定で実施をしておるところでございしますので、また、今回これを新規ということですが、先行して権限が移譲された部分の条例につきま

しても、現在、吉賀町のこの部分の規定につきましては2年という形と、省令に基づきまして2年という形で整備をさせていただいておりますので、省令をもとにした基準で今回制定をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、後に説明をさせていただきますけれども、今後、これまでは介護保険なり障がい者サービスなり、同一の事業所が同一施設内で複数のサービスを提供することはこれまでできませんでしたが、今回の法改正によって、平成30年から共生型のサービスというのができる形に法改正がなされております。後ほど説明させていただきますけれども、いわば同一施設内で障がい者に対するサービスと介護保険を利用する方のサービスが同時に提供できるという形の制度に切りかわってまいります。

そうなりますと、医療でもそうなのですが、それぞれの制度ごとにおきまして記録の保存年限というのが異なっております。医療につきましては5年、介護については2年、障がいについてはこれも5年という形で、同じ事業所の中で異なる保存期間が出てくるというようなところもございますので、その部分のところで、恐らく国のほうとしても今後の制度を進めていく中で、その辺の省令等の見直しが行われてくるのではないかなというふうに思っておりますので、その際に町といたしましても、この基準の見直し等については検討していきたいというふうに思っております。

ちなみに吉賀町社協におきましては、訪問介護事業所を設けておりますので、こちらは医療請求の関係で5年の保存期間を設定しておりますので、社協内においては、一応、文書の記録の保存期限については5年という形で統一がなされておりますので、申し添えておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 社協のほうでは5年とされているということで、県内の状況は言われるように2年かもしれませんけれども、いろんなところでトラブルが発生するかわからない、特に近年そういう問題も発生をし得る可能性も出てきておりますので、改めて御検討をする必要があるというふうに考えております。

次の、お聞きしますが、第11条の2項のほうで、「指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受け取ることができる」という文言がありますが、実際にこのような事例というのは、発生することがあるのかということをお聞きをいたします。なぜこのことを聞くかと言いますと、町内での移動が非常に距離がある場合に、それに要する経費等がやっぱりこれからもっとこの保険料を考えなければいけないということもあり、お聞きをするものです。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

居宅介護支援事業所に対する利用料のお支払いということで、現在において吉賀町社協が運営をしておりますケアマネセンターにおきましては、収入につきましては、介護プランの作成料と、あと、住宅改修等に必要な理由書の作成、この部分については、全額介護保険もしくは町の助成という形で、全額公費によって賄われていると認識しております。

ですので、町内にお住まいの方でこういった居宅介護支援のサービスを受けておられる方につきまして、ここに規定をしております新たな利用料が発生をしているということはないというふうに思われます。

仮に、今後こういった形でこれが発生してくるかということなんですけれども、議員がおっしゃいますように吉賀町は広いんですけれども、基本、町内にお住まいの方でそこにケアマネジャーが出向いていく際に、ガソリン代とか旅費的な部分を取るということは恐らくないというふうに思っております。何らかの特別な事情によってよほどの遠距離、県外のかんりの遠距離に行かざるを得ないというようなまれなケースが出てきた場合は、その都度その利用者の方と協議をさせていただいて、決定をしていくべきだと思いますが、当面町内で利用されている方については、ここの部分が新たに発生してくるということはないというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 第14条、指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針の第14条の9号ですけども、そこにサービス担当者会議についてうたっていますが、このサービス担当者会議というのは、どの程度の頻度で行われるものかということと、ここで言います主治の医師というのは、一般的にいうかかりつけ医という意味ではなくって、現在治療のための医師というふうに捉えるものか、かかりつけ医と現在治療の医師というのは異なる場合もございますので、これはどちらをも含めたものという意味か、ちょっとそこら辺がわかればお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） まず、サービス担当者会議の開催回数ということでございますが、基本的には認定を受けましてケアプランを作成をいたしまして、そのケアプランに基づいてサービスを提供していく際に開催をされるものです。その際に、サービスにかかわるヘルパーさんでありますとかデイサービスの職員等々が、この会議に参加をして、計画に係る必要なサービスの打ち合わせをしていくというものでございますので、基本、ケアプランの見直しは半年に1回というふうに聞いておりますので、発生しても年に2回というものだというふうに思っております。この間状態の変更等々によってケアプランの変更が複数回生じれば、それ以上にかかってくる場合があると思いますが、原則的には2回開催されるというふうに思っております。

それから、主治の医師といったところと通常いうかかりつけ医との区別でございますけれども、サービス利用をする際、あるいは要介護認定の際に必要な主治医の意見書という形で、作成なり情報提供なりお願いをしておりますが、一応、保険者として考えておりますところといたしましては、その利用者の方の今現在の状況を一番よく理解を、把握をしておられる方というふうに思っておりますので、ここでいう主治の医師というのはそういう意味合いであると、今現在の状況について一番よくわかってらっしゃると思われる、そういった利用者がこの先生だというふうに指定をなされた方が、ここで言う主治の医師というふうに保険者としては捉えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 次に、お聞きをいたしますが、利用者が今の第14条の18号ですけれども、「利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする」ということで言われておりますが、紹介その他の便宜の内容というものと、それからこの紹介というのは、町外の施設をも含めて紹介をするということでやろうとしているのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 紹介その他便宜ということで、基本的に利用者の方が施設入所を希望された場合に、その意向に沿って施設に関する情報を利用者さんに紹介をしたり、あるいは利用者にかわって施設への入所の申し込み、手続等を行ったりと、あくまでも利用者の意向に即した同意のもとに実施をされるべきものであろうというふうに思っております。そういったところで、利用者の方が町内の施設を希望されれば、当然町内へのそういった紹介なり入所手続をされると思いますし、利用者の方が町内ではなく町外も含めて、一刻も早く入所したいというふうなお気持ちでおられれば、そういった形で町外の施設を紹介されるというようなこともあり得るというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この条例制定に関しまして、県から移譲されたということですが、この条例制定に関しまして、町の職員の体制について、それに影響があるのかどうか、また財政措置についてちょっと聞きます。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 現在も複数の権限が町にありまして、保健福祉課におい

て対応しております。現在、介護保険担当2名を配置しておりますので、今回新たにこの権限が移譲されてまいりまして、事業所に対する指導であったり、監査を実施していかなければならないといったところで、業務的にはふえるといったところが実情だと思います。その中で現状2名の体制で対応は可能というふうに思っておりますが、当然新規に出てきたものでございますので、こういった指導にかかわったこともございませんので、今後こういった指導に関する研修会等々がいろいろなところで開催をされてくると思いますので、そういったところに参加をさせながら、職員のスキルアップを図っていくための予算措置等々を30年度のほうにおいて要求させていただいているところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第16、議案第12号吉賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第17. 議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第13号吉賀町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第13号吉賀町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町認可地縁団体印鑑条例（平成24年吉賀町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1枚めくっていただきたいと思います。

一部改正の条例でございますが、吉賀町認可地縁団体印鑑条例（平成24年吉賀町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中、「第19条第1項第1号へ」、の次に「及び第2号へ」を加え、同条第4号中、「第260条の25」を「法第260条の25」に改める。第12条中、「第19条第1項第1号ト」の次に「及び第2号ト」を加える。附則でこの条例は公布の日から施行するというものでございます。

この一部改正の参考資料ということで、別冊の2ページのほうへ新旧対照表もつけておるわけでございますが、今申し上げました条文、いずれも上位法であります地方自治法の改正に伴いまして、本町の条例との整合性を図るために一部改正をするものでございますので、よろしく願

い申し上げます。

○議長（安永 友行君） 本件については、詳細説明はありませんので、ただいま理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

質疑がないようですが、日程第１７、議案第１３号吉賀町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第１８．議案第１４号

○議長（安永 友行君） 日程第１８、議案第１４号吉賀町表彰条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第１４号吉賀町表彰条例等の一部を改正する条例について、吉賀町表彰条例（平成１７年吉賀町条例第４号）等の一部を別紙のとおり改正する。平成３０年３月５日提出、吉賀町長岩本一巳。

なお、詳細につきましては、所管をいたしております総務課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第１４号の説明をさせていただきます。

中身は非常に量もあります。お配りしております資料のほうをごらんいただければと思います。

３ページからということになります。それで、最初にお話をさせていただきますけれども、今年度平成２９年度において、いわゆる例規の精査作業を行ってまいりました。例規の点検作業でございますけれども。その中から条例の改正が必要な箇所が何件か見つかったというものを、今回この条例に、この改正条例にまとめさせていただいて、本議案として提案させていただくものでございます。

全部で２７の条例、ここに入っているということであります。そうしますと、資料のほうが見やすいとは思いますので、こちらのほうを用いて順次説明してまいります。

３ページの上をごらんください。先ほど言いましたとおり、例規精査作業で見られた理由のその多くなんですけれども、いわゆる上位法の改正に伴って、条例を改正する必要があったんですけれども、そうしたところがまだできていなかったというようなところ、それから条例を改正したけれども、他の条例にそれが影響を及ぼしていた、そこが見つかったというようなところ、それから条例の中の条文同士の整合、そうしたものを理由とした改正ということになります。

それでは、3ページの上からまいります。まず、吉賀町表彰条例です。本条例につきましては、平成19年に一旦条例改正を行っております。その結果、実はここの第2条で勤続表彰というものゝを削るという条例改正をいたしておりましたけれども、結果として、この第2条に勤続表彰の文言が残っておりました。削除漏れということでございます。ここを今回削除するというものでございます。

次に、吉賀町行政手続条例でございます。この条例の改正につきましては、上位法、これは行政手続法でございますが、こちらの規定ぶり、書きぶりと同様の内容にするという改正でございます。第8条のところのアンダーラインを引いたところですけども、行政手続法の規定ぶりと同様にするというところ、それからその下ですけども、第33条のところでもたアンダーラインを引いておりますが、これも法の書きぶりと同様にするものでございます。

それから、次のページに進みます。4ページから5ページにわたりまして、定住促進住宅条例を載せております。これにつきましては、条例と条例の関係によるものです。条例が改正されたことによって、本条例についても改正の必要が生じておりましたが、そこの部分について整合していないというところが見つかりましたので、それを整合させるというものです。

4ページ、一番上を見ていただきますと、吉賀町住宅条例の規定の準用と書いてございます。この定住促進住宅条例に関しましては、吉賀町住宅条例の規定を準用するというようなつくりになっておりますので、住宅条例が改正されるということになりますと、幾らかこちらの定住促進住宅条例も変える必要が生じる。そこが整合してなかったことを今回整合させるものでございます。

それでは、めくっていただきまして6ページに移ります。職員の給与に関する条例です。これについては、上位法であります地方公務員法の改正、それから管理職員特別勤務手当の規定、こちらのほうが規定はされておるんですけども、条文上、未整理の状況でしたので、そこを整理するというものでございます。

次に、6ページの下ゝ段です。職員の特殊勤務手当に関する条例、これも上位法、地方公務員法の改正に合わせたという、こういう改正になっております。

それから、次に7ページから8ページにかけてですけども、税条例の改正でございます。これにつきましては、条例等の改廃に伴って、改正をしておかなければならなかったんですけども、改正漏れが見つかりましたので、そちらのほうを改正をするというものでございます。

それから、8ページに移ります。中段のところの過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例です。これも上位法が改正されたことにより本条例の書きぶりを直すと、改正をかけるというものであります。上位法については、特別措置法という法律ということになります。

8ページの下ゝ段です。国民健康保険税条例です。これは次の9ページからまた10ページに

かけて新旧対照表を載せておりますけれども、条例のこれまでの改正等による、改正を行ってまいりましたけれども、今回の点検によって不整合な箇所が見つかりましたので、そこを整合させるというものでございます。

それから、ページを10ページに行きます。学校給食共同調理場条例です。ここにつきましては、第1条の部分を改正をかけるというものでございますが、現実的に不要と言ったらあれですけども、削るという改正を行うというものであります。

それから、その下ですけれども、社会教育委員に関する条例です。こちらのほうの改正ですけれども、いわゆる設置根拠につきましては、ここに書いてあります社会教育法に根拠を持つというものでございますが、正確に申し上げますと、改正後の案のとおり、第15条がここに明記されるというのが必要となるというところでの改正でございます。ここは正確に根拠法を追加をするという、こういう改正です。

それから、10ページは一番下です。人権教育推進協議会条例です。この改正につきましては、上位法であります教育基本法、これが改正をされておりますので、これに合わせるという、こういう内容になっております。

それから、ページは11ページです。町立学校施設開放条例です。この改正につきましては、上位法の改正によるものです。学校教育法それからスポーツ基本法です。今は基本法ですけども、こちらのほうに改正をかけるというものでございます。

それから、11ページは中段のところ、福祉センター条例であります。これにつきましても上位法の改正の影響を受けてのものです。上位法といいますと、介護保険法ということになりますけれども、そちらの法律が改正されたことに合わせて条例も改正するというものでございます。

それから、めくっていただきまして、ページは12ページです。子ども等医療費助成条例でございます。ここについては、12ページのちょうど中ほどにアンダーラインを引かせていただきました。ちょっと文章的に整理をかけさせていただいたというものでございます。意味合い的には変更をかけたというものではございませんで、第2条の第2号とそれから第3号、こちらのほうを整理をさせていただいたというものでございます。

それから、13ページに移ります。中ほどです。高齢者介護予防・地域支え合い事業の実施に関する条例です。これにつきましては、条例の下位には規則がございますけれども、規則の規定内容とこの条例とを合わせるという、そういう整理をさせていただいた結果としての改正でございます。

それから、めくっていただきまして14ページです。国民健康保険条例です。この改正内容につきましては、上位法の改正による本条例の改正というものでございます。

それから、14ページ中ほど、町営住宅条例です。これにつきましても、上位法の改正がなさ

れましたので、それに合わせるという改正でございます。

それから、14ページ一番下ですけれども、下水道使用料徴収条例です。これにつきましては、引用条例の改正によるものでございます。

それから、ページを15ページに移ります。中ほどの集落排水処理施設条例です。これにつきましては、アンダーラインが題名のところにもついているかと思えますけれども、施設名称のほうを整理する、まあ統一をするという、こういう改正でございます。

それから、15ページ一番下です。集落排水処理施設使用料徴収条例です。こちらの改正につきましても、名称を整理をさせていただく、そうした内容になっております。

それでは、次の17ページです。上から防災会議条例です。これにつきましては上位法、災害対策基本法の改正に合わせて、この防災会議条例を改正をかけるというものでございます。

それから、次の消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例でございます。これについては、18ページに移っていただいて、今回の改正の主なところという、18ページ一番上にアンダーラインを引いておりますけれども、引用しております政令等が改正されたことによるものということになります。それから、この条例につきましては、「障害」という表現の「害」の字をひらがな表記とする、こういう改正もかけておるところです。

それから、18ページ中段です。まちづくり委員会条例です。これは見ていただければ、「まちづくり基本条例制定及び」という文言の削除でございます。この条例そのものは、もう既に制定を済んでおりますので、その部分については削除するという、こういう改正内容です。

それから、18ページ下の段です。障がい者地域活動支援センター条例です。これは19ページにわたっておりますけれども、上位法の改正に合わせて、本条例を改正するというものでございます。

それから、19ページ、町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の改正でございます。これについては、引用条例の改正によるもの、それから条例名に誤りが見つかりましたので、その改正をかけるというもの、それから、公職選挙法については、第6条のところですが、アンダーラインを引いたところですが、そうしたところでの改正をするものでございます。

それでは、ページを20ページに移ります。中ほどの次世代育成支援対策地域協議会設置条例でございます。これにつきましては、上位法の改正がなされておりますので、そちらのほうに合わせるという、そういう改正内容ということになっております。

それから、21ページに移ります。地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例でございます。これも上位法が改正されたことにより、本条例を改正することが必要になった、そういう内容での改正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。８番、大庭議員。

○議員（８番 大庭 澄人君） １８ページの下段のほうの吉賀町障がい者地域活動支援センターの現行と改正後とあって、改正後の第１条のところに、この条例は障がい者のがい、文言なんですけれども、がいが漢字で使っているのですけれども、これは平仮名に直すのではないですか。

○議長（安永 友行君） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二君） はい。障害の害の字の表記の方法ですけれども、法律で障害の害の字がいわゆる漢字表記されている、法律で規定されているものに関しては、あくまでもこれは法律でございますのでここには改正はかけないということです。それ以外の部分で用いている障害の害の字については平仮名表記をいたしますけれども、法律名としてあるものについては使いません。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第１８、議案第１４号吉賀町表彰条例等の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第１９．議案第１５号

○議長（安永 友行君） 日程第１９、議案第１５号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第１５号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例（平成１７年吉賀町条例第３６号）の一部を別紙のとおり改正する。平成３０年３月５日提出、吉賀町長岩本一巳。１枚おめくりをいただきまして、一部改正の条文でございます。吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例（平成１７年吉賀町条例第３６号）の一部を次のように改正する。別表第１表中、「６０,０００」を「７０,０００」に改める。別表第２中、国民健康保険運営協議会を、「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、蔵木中・六日市中統合検討委員会及び吉賀町町民憲章町歌検討委員会の項を削り、吉賀町いじめ問題に関する第三者調査委員会の項の次に、次のように加える。表のほうはお読み取りをいただきたいと思います。附則で、この条例は公布の日から施行するというものでございます。新旧対照表につきましては、

お手元の参考資料22ページのところへ、今朝ほど差し替えをさせていただいたものでございますが、こちらの方を御参照いただきたいと思います。

まず第1表につきましては、これまで特別職の報酬審議会等の答申を含めまして順次年次計画で報酬の改定をしておりました公民館長にかかるものでございます。その所要の措置をとった内容でございます。それから別表第2についてでございますが、数カ所一部改正でございます、国保の一元化、それから中学校の統合、さらには町民憲章町歌の制定に関わる検討委員会に関連するものでございます。それぞれ所要の措置を取らせていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） 本件についても詳細説明は行いません。提案理由の説明がただいま終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。質疑がないようですが、日程第19、議案第15号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第20、議案第16号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第16号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第16号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について、吉賀町営住宅条例（平成17年吉賀町条例第167号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。詳細につきましては、所管をいたします税務住民課長のほうから御報告申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） では担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。それでは、議案第16号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。参考資料の23ページに新旧対照表を載せておりますので、そのほうで説明をさせていただきます。23ページですが、第14条、15条、31条、53条、この改正につきましては、第7次の一括法による公営住宅法の改正に伴う改正でありまして、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務を緩和する措置がとられたということです。毎年入居者は、前年の所得について申告する必要があるわけですが、認知症患者等に対してそういった部分を緩和し、職権で調べることができるというような部分を挿入したことであります。

続きまして、その下の別表第3の関係の修正であります。これにつきましては、平成27年、28年度に建築しましたとびの子山団地ですが、端数のところが、端数調整の関係で0.1平米誤りがありましたので訂正させていただいたと、64.40平方メートルから変えさせていただいたと、修正をさせていただいたということと、本年沢田団地の第一工区が完成します。それに伴いまして、沢田団地が101、102、201、202号を追加するもので、面積についてはとびの子山団地と同等と、所在地については吉賀町沢田153番地と追加して提案するものです。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。質疑がないようですが、日程第20、議案第16号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第21. 議案第18号

日程第22. 議案第19号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第18号吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の一部を改正する条例について、及び日程第22、議案第19号大野原運動交流広場施設条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、2議案を一括で上程をさせていただきます。まず、議案第18号吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の一部を改正する条例について、吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例（平成27年吉賀町条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。続きまして、議題第19号大野原運動交流広場施設条例の一部を改正する条例について、大野原運動交流広場施設条例（平成18年吉賀町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。2つの議案につきまして関連がございますので、一括して教育次長の方から詳細説明いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは担当課長よりの詳細説明を求めます。光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） それでは、議案第18号、それから議案第19号、関連がございますのであわせて詳細説明をさせていただきます。この2件の議案につきましては、先般2月

28日の全員協議会のほうで御説明をさせていただいたものでございます。いずれも大野原のグラウンドゴルフ場が完成をいたしておりますので、そちらに関係するものでございます。定例会の参考資料26ページのほうから見ていただければと思います。こちらのほうに、吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例新旧対照表ということで載せてございます。

今回大野原のグラウンドゴルフ場、完成をいたしまして、先ほどこういう施設の条例をまとめたらという御意見もございましたけれども、これに関しましては、大野原の運動交流広場施設条例とこのグラウンドゴルフ場とどちらにまとめようかということでもちょっと悩んだわけでございますけれども、将来的な管理のこと等も若干考えた中でこの蔵木グラウンドゴルフ場の施設条例、これを一部改正をして条例の名称も変えたところで、2つのグラウンドゴルフ場をこの施設条例にまとめようという結論でございます。そこに書いてございますように、題名を吉賀町グラウンドゴルフ場施設条例というふうに改正をするということでございます。それから大野原グラウンドゴルフ場の名称と、吉賀町柿木村大野原969番地ということで位置の追加をさせていただきます。その表を入れ込むということでございます。それから別表のほうの利用料金が書いてございますけれども、その一番最後のところに、会員として1年間使用料を払っていただきますと蔵木のグラウンドゴルフ場と大野原のグラウンドゴルフ場両方でプレーができるというような条件にしたいということで、3の項目を付け加えさせていただいております。これにつきましては、全協でも申し上げましたけれども、かねてからグラウンドゴルフの愛好者の方から完成した時には両方使えるようにしてほしいという御要望がございました。

続きまして、議案第19号でございます。大野原運動交流広場施設条例の一部を改正する条例についてでございます。これにつきましては、参考資料の28ページのほうを見ていただければと思います。ここにつきましては、その第3条に施設が書いてございますけれども、その親水公園の部分が今回グラウンドゴルフ場になったということでこれを削るものでございます。別表についても同様でございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。質疑がないようですが、日程第21、議案第18号吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の一部を改正する条例について、及び日程第22、議案第19号大野原運動交流広場施設条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

○議長（安永 友行君）　ここで、お諮りをします。当初の予定より十分進んではおりませんが、遅くなりましたのでお諮りをします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君）　異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。本日はこれで延会いたします。ご苦労様でした。

午後４時４３分延会
